

令和4年第7回美幌町議会定例会会議録

令和4年9月13日 開会

令和4年9月15日 閉会

令和4年9月14日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

5番	木村利昭君
7番	坂田美栄子君
11番	上杉晃央君
3番	大江道男君
8番	岡本美代子君

○出席議員

1番	戸澤義典君	2番	藤原公一君
3番	大江道男君	4番	高橋秀明君
5番	木村利昭君	6番	伊藤伸司君
7番	坂田美栄子君	副議長 8番	岡本美代子君
9番	稲垣淳一君	10番	古舘繁夫君
11番	上杉晃央君	12番	松浦和浩君
13番	馬場博美君	議長 14番	大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会会長	矢萩浩君
監査委員	高木清君	教 育 長	

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
町民生活部長	関弘法君	福祉部長	河端勲君
経済部長	後藤秀人君	建設部長	那須清二君
病院事務長	但馬憲司君	事務連絡室長	志賀寿君
会計管理者	田中三智雄君	総務課長	斉藤浩司君
危機対策課長	弓山俊君	政策課長	沖崎寿和君
財務課長	吉田善一君	町民活動課長	佐久間大樹君
戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長	佐々木 斉君	税務課長	松尾まゆみ君
社会福祉課長	水上修一君	保健福祉課長	中尾 亘君
農林政策課長 農業委員会事務局長	橋本 勝君	耕地林務主幹	伊藤 寿君
みらい農業課長	午来 博君	商工観光課長	影山俊幸君
建設課長	森口尚博君	建築主幹	宮田英和君
環境管理課長	鶴田雅規君	上下水道課長	石山隆信君

病院総務課長	以頭隆志君	地域医療連携課長	高山吉春君
事務連絡室次長	横山聖二君	教育部長	遠藤明君
学校教育課長	多田敏明君	学校給食課長	片平英樹君
社会教育課長	立花良行君	スポーツ振興課長	浅野謙司君
博物館課長	鬼丸和幸君	監査委員事務局次長	小室秀隆君

○議会事務局出席者

次長	小室秀隆君	議事係長	高田秀昭君
庶務係長	村田剛君	庶務係	金子未准君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和4年第7回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番高橋秀明さん、5番木村利昭さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局次長から報告させます。

○事務局次長（小室秀隆君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） [登壇] それで

は、私からは、通告しておりました大きく1点について、質問をさせていただきます。

移住定住促進によるまちの活力向上について。

移住定住促進の今後の計画について、質問をします。

美幌町の例年の移住相談件数はおよそ50件ほどですが、令和3年度は倍以上の121件の移住相談があったと伺っております。

ふるさと納税も好調で、少しずつですが、美幌町の名と魅力が全国に広まってきていることと思います。

また、今年度中に民間と連携した移住相談拠点施設が完成し、移住相談の体制が強化される予定です。

移住定住促進には、相談窓口のような施設や体制も大切であるとともに、移住したいと思えるような施策も大切であると考えます。

美幌町として、今後、移住定住の促進にどのぐらい力を入れていくのか、今後の移住定住促進のための町としての計画や考え方をお聞かせください。お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） [登壇] 木村議員の御質問に答弁いたします。

移住定住促進による町の活力向上についてですが、美幌町における令和3年度の移住相談件数は最終的に138件となっております、例年の倍以上の相談件数となっております。

また、ふるさと納税につきましては、約1万6,000件、約1億9,200万円の御寄附をいただいております、美幌町の名と魅力が全国に広がっているものと認識しております。

移住相談拠点施設につきましては、転職なき移住をはじめ、多様化する働き方に対

応するため、テレワークスペースを整備するとともに、カフェ機能を備えた交流スペースを設けて、移住相談者やサテライトオフィス企業、地元住民など、様々な人の交流を通じたコミュニティ活性化を図るための改修を行い、来年4月1日のオープンを予定しております。

御質問の今後、移住定住の促進にどのぐらい力を入れていくのか、今後の移住定住促進のための町としての計画や考え方についてであります。移住定住促進計画というような明確な計画はありません。

今後においても、特化した計画を策定する考えはありませんが、いかに住みよいまちづくりを進め、町民の満足度を高め、町民一人一人が美幌の魅力を発信することにより、人を呼び込み、そこに住み続けることにつながっていくものと考えております。

美幌町は、来年の4月1日に町制施行100周年を迎えることから、町への愛着や誇り、まちづくりへの参加意識を高める取組などを実施する予定であります。

あわせて、美幌町を紹介する動画などの作成も検討しており、積極的に情報を発信することで、移住定住促進につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 町長から御答弁をいただきまして、令和3年度は移住相談が最終的に138件もあったということで、これは本当にすごい効果だと思っております。

その上で、移住相談が増えている要因、どうしてここまで増えたと捉えられているのか。

また、どのようなところが美幌町の魅力、要は相談したいと思える魅力である

か、相談者ともいろいろとお話されていると思いますが、どのように捉えられているのか、教えてください。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） ただいまの御質問についてであります。相談の増加要因としましては、オンラインによる相談などを実施したことにより増えたものと認識しております。

また、移住定住の特設サイトを令和3年の5月に開設しております。そちらで情報発信をすることによって、相談につながっているものと認識しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今、特設サイトの効果もあったと御答弁がございましたが、それは、実際に特設サイトを見ましたという方が結構いらっしゃったということでしょうか。

もし、138件のうちでこのぐらいの方が特設サイト見て、問合せに来られたというものがあれば教えてください。

それともう一つ、先ほど答弁が足りなかったようなところを美幌の魅力として捉えているのか、教えてください。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） ただいまの御質問についてであります。138件の相談件数のうち明確に特設サイトから来たという数字については、現在のところ把握しておりません。

ただ、特設サイトにつきましては、これまで1年ちょっとの開設の実績はあるのですけれども、毎月3,000件程度の閲覧実績があるということで押さえております。

また、美幌町の魅力という部分につきましては、子育てのしやすい環境ですとか、空港に近い立地的な部分ですとか、そのようなものも魅力として考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 毎月3,000件ほど閲覧されているということで、これも結構すごいことだなと思います。

ホームページは受け身だと思いますので、もっともっとSNSとかを活用しながら、ホームページを見てもらえるように情報発信を続けていただきたいと思います。

今、子育て環境と立地が魅力の主立つ部分ということで、課長から御答弁をいただきましたが、主に相談をいただいている年齢層、世代、職業とか、そのようなところはどうなっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 相談をいただいている方たちの年齢につきましては、138件のうち1番多い区分としまして「不明」で30件あります。

その次に多い年代としましては「60代」で28件、次に多いのが「70代以上」で23件、そして「50代」で19件、「40代」で18件となっております。

また、職業につきましては、様々な職種の方からの御相談をいただいているわけなのですけれども、統計的には把握しておりません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） せっかく御相談をいただくので、やはり年代とか、このような魅力の部分とか、職種とかを聞き取りするフォームは設けたほうがいいのかと思います。

相談してきてくれて、相談だけ聞いてきようならではなく、ぜひ、何で相談してくれたのかとか、どのようなところを魅

力に感じていますかとか、こちらからも聞けるものは聞いて、参考にして、武器にしていくといいのではないかと思います。

先ほど、子育て環境と立地が魅力ということで問合せをいただいていると伺い、世代を聞くと60代、70代が多いと思うのですが、子育て環境は関係あるのでしょうか。

ほかにももっと魅力があるから相談してきてくれているのではないかと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 今の議員のお尋ねの件です。

先ほど課長から答弁したとおり、町の魅力ということで、主立ったものとしては空港からのアクセスがいいですとか、子育て環境にすぐれているという声が多いのは事実であります。

一方で、相談を受けた方からの声として「大型スーパーが充実していて日々の買物に不自由はしない」だとか「国保病院をはじめ、町内の医療体制が一定程度そろっていて、そのような不安感がない」ということで、若い方あるいはお年を召された方、それぞれにニーズは異なっております。

そのような幅広い世代にしっかり応えられる環境が本町には整っていると、そのような受け止めもあるところでございます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今、部長からも御答弁いただきました子育て環境、空港立地、大型スーパー、医療体制も一定程度。

そのような意味では、本当に美幌町はたくさん魅力があると思うのですが、最初に町長から御答弁いただいた中で、今後の移住定住の部分で主立って計画を立てていく予定はないとありました。

今、お話の中で、相談件数で結構年齢層の高い方が多い。

このような相談をいただくこともすごい

うれしいことだとは思いますが、今回の私の質問のテーマは「移住定住によるまちの活力を向上する」というところなので、やはり子育て世代だったり、働き手世代だったり、比較的若い方にも美幌町に来てもらおう。

先ほど、子育て環境という答弁もありましたとおりに、そのようなところももっともって高めていけば魅力はあるのではないかと思います。

今後、計画は設けないという中で、美幌町として、移住定住促進にどれほど力を入れる考えなのかを教えてください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の答弁の中で、移住定住促進計画という特化した計画は考えていないと答弁をさせていただきました。

その理由として、総合的には総合計画があり、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に、今後、美幌町がどのような人口減少対策、これからの活力を高めるための方策ということを明記しております。

ですから、私も何種類か計画を見せていただいたのですが、あえてそのようなダブるものをつくる必要はないという意味です。

ですから、今、私が考えているのは、当然、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいてしっかりやることであるし、その上位計画として皆さんでつくった総合計画があるという認識でありますので、消極的な思いではないということだけは御理解いただきたいと思います。

そして、大事なはその計画というよりも、町はこうしたいのだという移住定住に対する考え方をしっかり示していくことだと私は考えておりますので、今、ここに関わる施策を積極的に示して進めていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 消極的な考え方ではなく、ダブって計画を持つ必要がないという町長の御答弁、そこは理解します。

今、町として移住定住の考え方を示すことが大切だと町長からありましたが、例えば、目標としてこのような世代に来てほしいとか、計画と目標というのはまたちょっと違うと思いますので、実際にその辺りをどう考えていらっしゃるのか、教えてください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 目標の設定というのは、今、具体的にこうだという考えは持っていません。

創生総合戦略の中で、そのようなベースになる数値を目標数値として出していることは事実であります。

では、どのようなところという話をさせていただければ、今、私がすごく注目しているのが働き方改革で、それが日本全国を挙げて、特に都市部から地方へという流れが考えられます。

そのような中でいけば、大きくはワーケーションという言葉になるのでしょうかけれども、特にテレワークを主に進めたいと思っています。

それが今回、具体的にはみどりの村にテレワークスペースの整備ということで、まず、受入れ体制の整備をしっかりさせていただきたいと思います。

民間の移住体験住宅等も空き家を使って整備をされていて、今年も2棟の予定はしているのですが、なかなか応募者がいないのも事実なのですが、そのようなしっかり滞在できる場所もセットで考えていきたいと思っています。

言葉の一つの説明ではないのですが、ワーケーション、それからテレワークという部分を考えてときに、広い意味よりも企業とか、特定のやり方、仕事形態、要はその自治体と企業側がしっかりスクラムを組んで、関係して、地方に来ていただ

くということの主たるものとして考えることがいいのではないかなということ、担当等に指示を出しているところでありませう。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私も議員になって、このような移住定住の部分はずっと訴え続けています。

議員になり始めて、それからすぐにコロナになって、テレワークとか、ワーケーションとか、そのようなところがすごいスピードで注目されて。どこの自治体もこのようなところには目をつけて、今、動いている状態という形になっております。

直近で言うと、令和4年3月と令和3年9月に、移住定住の部分絡めて質問をさせていただいております。

そこからずっと私が一貫して伝えているのは、美幌町の働き手の部分、アルバイト人口が少ない。

そして、そもそも美幌町は中小企業がすごい元気で、数もたくさんあって、美幌町独自で経済が回っているというか、そのようなところも美幌町の魅力だと思います。

そのような働き手が少ないというところを解消していかないと、町の活力は高まっていかないのではないかと思います。

そのためにはまず、テレワークで来てもらって、例えば、ダブルワークで美幌町の仕事をやってもらうとか、そのような考え方というのは大いにありだと思います。

やはり、美幌町の企業に勤めることに魅力がある、仕事だけではなくて美幌に住むことでこのような休日、余暇を楽しめる、安心して暮らしやすいまちであるということを訴えていかなければ駄目なのではないかと思うのですが、町長、その辺りのお考えはいかがでしょう。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 働き手という切り口で考えれば、今、木村議員がお話いただ

いたことはそのとおりだと私は思います。

先ほど、ワーケーションというよりもテレワークという企業との話の中でいけば、それも一つの手法なのですけれども、まずは今、議員がおっしゃっていただいたこと、今回の創生総合戦略の中にもありますが、美幌町に住み続けられる環境づくりをしっかりとやるということですよ。

それと、そこで育った人たちが都会へ行ったり、学んだり、学んだ後に戻れる環境、これが前提かなと。

私は、木村議員がおっしゃっていることに同感しますし、最低でもやらなければいけない、それに合わせてこれから考えたらとなった場合に、先ほど言った企業等のテレワークという概念の中で、人に来てもらうということも重点的にやりたいというお話をさせていただきました。

その中のベースとなれば、よい生活環境をどのようにつくっていくか。

これが、ある意味では町の魅力化でもありますし、美幌に来たら町民の方がいい町だと満足して、本当に来てよかったなと感じられる町をどのようにつくっていくかということにつながっていくのかなと思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） ちょうど次に、移住定住促進に向けた環境づくりの部分をおおうかなと思っていたので、今、町長に流れをつくっていただきました。

今、いろいろと町長からもお話ありました環境とか、そういうことがすごい大事だと思います。

私は、ふだんから実際に移住してきた方々と意見交換をしています。

その中で、はっきり言われた、すごいインパクトがあった意見を二つ、紹介したいと思います。

「美幌町は、移住後のサポートがなくて冷たい」、移住してきた後のサポートがな

いということですね。

あとは「住居がない」、せっかく美幌に引っ越して来たいと思っても住むところがない。

この二つをズバっと言われました。

これはお一人ではなくて、何人もの方に言われております。

それで、今、これを紹介した上であえて聞きますが、現状、移住定住促進に効果のある施策として足りないと思うこと。

町長と町が考える美幌町に今、足りないものと施策、これは何だとお考えですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 足りない施策というところとちょっと大き過ぎて、どのように答えようかと考えております。

まず、移住定住ということ考えた場合に、今、木村議員がおっしゃったように、来ていただいた後のフォローがないというのは、私も聞いております。

ただ、その中で私が町民の方々をお願いしたいのは「それは行政が」とよく言われるのですけれども、ちょっと違うと思うのです。

皆さんが移住定住をした方とうまくいっているというのは、その町民・市民の方がしっかりと関わっている、そのような体制づくりができているということなのですね。

きっかけとか、そのような仕組みづくりというのは、行政が仕掛けなければいけないことだと思っています。

それから、うちは農業の部分、新規就農で来るのですけれども、これもきちんとしっかりやれているのは、やはり地域の方々と一緒に関係して、受け入れられているとか、そのようなフォローがされているからうまくいっていると思っています。

今、欠けているという部分でいけば、そのフォロー体制をしっかりしなければ、受け入れるということ、それから受け入れた後ということで、その前段の中で言えば、

逆に情報発信、魅力発信をどのようにしていくかということが前提であります。

今、一部分でのお話しかできませんけれども、そのように考えております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 来年の4月から移住の相談拠点を設けるということで、これはすごい大きなきっかけになるのではないかと私は思っております。

今、町長が移住される方に対してのフォロー体制が足りないという認識をされているということでしたが、フォローする側というのは、全て行政がやらなければならないことだとは、私も思っておりません。

ただ、実際に行政が移住定住の相談を受けて、それがきっかけで美幌町に引っ越してくれることになりました。

移住してくれたけれども、そのような人たちがいるのだということを一一般の町民の方々には分からないとサポートすることもできませんし、移住してくる方にはいろいろな理由、事情があると思います。

すごい前向きに移住されてくる方もいれば、やはりそうではないちょっとナイーブな事情を持たれている方もいらっしゃると思いますので、そのようなところのかけ橋というのは、行政がやる必要があるのではないかと思います。

その上で一つ提案ですが、実際に美幌町に移住してきて、今、美幌でいろいろなまちづくり、まちおこしで活動してくれている方がたくさんいらっしゃいます。

Uターン、Iターンも含めてですが、そのような人たちにお願いをして、これから移住してくれる人たちをフォローする、何か相談コミュニティーみたいなものを構築すべきではないかなと思います。

例えば、平野さんという方が美幌に移住してくれることになりました。

では、平野さんには、高崎さんというサポーターをつけますねと。

なので、絶対にこの人に相談しなければ駄目なのではなくて、何かあったときには高崎さんに相談してくださいと。

高崎さんにも、平野さんという移住者が来るから何か相談があったら乗ってねとか、顔つなぎとかを今回できる拠点、そして、行政がやって、そこの担い手を町民の方々にお願いしたら、多分皆さん喜んでやってくれるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 相談の窓口というか、受皿づくりということのお話だと思います。

そのことについては私も大賛成でありまして、それを何とかつくりたいという思いはあります。

今回、みどりの村に施設をつくらせていただく中で、民間の方に関わっていただき、一つの受皿、一つの拠点として、そこにカフェ機能とか、一つのコミュニティとしての場所を提供、それから運営する。来られる人だけではなくて、そこに関わってもらおう地元の方を配置するというところで、そこが一つの核になっていただければと思っています。

あとは、どのように関わるかというのは、これからの問題ではあると思うのですが、そのような考えは持っておりません。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） やはり美幌に魅力を感じて、美幌に移住してきてくれる方がたくさんいます。

その上で、いいことだけではなくて、課題も考えてくれていて、そのような課題も日頃からお声としていただきます。

そのようなお声をいただくときに、このようなところが嫌だ、足りないで終わりではなくて、どうしたら解決していけるのだろうかと一緒に考えていただけることを私は

うれしく感じています。

そのような熱量を持っている方は、すごい貴重な存在だと思いますし、行政が中心になるのか、そのような方々が中心になるのかは別として、大いに力を貸してもらえるようにするといいいのではないかと思います。

ちょっと話は変わりますが、先ほど移住者の声として「サポートがない」「住居がない」という声があると話をしました。

移住後のサポートがないというところ、どのようなサポートなのかという話をしたときに、今言ったような人的支援というところがなかなか見えない部分というところが一つ。

もう一つは、町長の考え方も入ってくると思うのですが、美幌町としてどれだけ、どのような人に移住してきてほしいというのが見えない。

例えば、移住してきた後の子育て支援の部分。

移住者だけに特化する必要はないと思うのですが、移住してくるためのきっかけとして、特に美幌町独自のこのような支援というものはないよねという声があります。

先ほど町長が、計画的な部分でダブって持つ必要はないとおっしゃった部分については、私も理解します。

ただ、テレワーカーとか、そのような方々に移住してきてほしいと町長はおっしゃいましたが、そのような人たちに来てほしいと思ったら、そのような人たちを呼ぶための支援というか、美幌町として、美幌町に来てもらうために特化した何かを作らなければ駄目なのだろうと思うのです。

明確にここでやりたいというのはあるけれどもまだできないのか、それとも、つくらなければ駄目だとは思っているけれども明確に考えがないのか、そもそもそのようなことは考えていないのか。

そのようなところを含めて、考えをお聞

かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） どのような方に移住定住してほしいという希望は持っております。

考え方もあるのですけれど、それを皆さんに示すタイミングというか、それがいいかどうかというのは、私は町長という立場ですけれど、平野としてどうなのかと思うこともあります。

正直に言いますと、移住定住に特化してお話をさせていただいてますけれど、本来、この町をどのようにしていくか、今住んでいる方にどのような満足感を得ていただくか、そのような中での考えをしっかりと持たなければいけないと思うのですね。

ですから、他から来てもらうよりも町から出て行く人を少なくする、逆に、学びか何かで1回出ていった人が地元に戻ってくるということをしっかりやることだと思えます。

一つとして、美幌に人がどんどん来てもらうことを望むことは大切なことなのですが、そうでなくて、美幌町を思ってくれる人が全国に点在していても全然問題ないのではないかという考えを私はもともと持っています。

関係人口というわけではないですけれども、交流人口とか、そのような人たちとの関わりを持って、町がしっかり成り立つということをやりたいと思っています。

その中で、移住定住という話にまた特化してお話をさせていただければ、この地域を理解して、この地域の方々と一緒に歩んでくれる方に、まずは絶対に来てほしいと思っております。

その人たちという部分でいけばどのようになるかという、今の美幌町に活力を与えてくれるとか、このようところが欠けているからそれに対して皆さんと関わりたいとか、そのような方々が来ることについては、非常にウエルカムという思いであり

ます。

あと、特定分野というのであれば、1万ヘクタールの農地をみんなで維持するためには、農業をやっていただく人が少しでも増えなければいけない、減らないようにするためには新規就農という形で、その分野において特化して、今のうちのスタイルの農業を行ってくれる人には来てほしいということで、今のところ自分の中では整理しております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 移住定住促進のためだけに何かをやるというのは、私も違うと思っています。

流出を防ぐだけではなくて、そもそも美幌に住んで、美幌が好きで生活してくれる人たちが、住みやすく、安心して暮らせるということが第一。これはもちろん大前提だと思っています。

ただ、札幌市ですら人口の減少が始まったのです。

ここ数年でピーク時から2分の1になった町もありますし、美幌町は他の町から比べると、人口の減少幅がそこまでではないという人も確かにいます。

まだ美幌は2分の1ではないという議論は置いておいたとして、先ほど共に美幌に住んで、歩んでほしいと町長はおっしゃいましたけれども、どのような人に美幌町に来て欲しくて、美幌に移住してきてくれる、美幌に移住したいと思う、そのきっかけはどこなのだろうというのを考えていくべきなのではないかと思うのです。

実際に、美幌に移住してきた方々に「どうして美幌に来たいと思ったのですか」と私がお話をすると「最初から美幌に来たかったわけではない」と。それはそうですよね。

美幌町という町を知っていて、美幌が大好きと思っている人はそうそういないわけですよ。

では、どこで美幌町という名前が出てきたかという、やはりどこまで関わりを持つかだと思うのです。

まず、美幌町の人たちと関わりを持つことが大事だと思うし、その中で特に、単身ではなくて、家族が美幌町に移住してくるとなると、子供の今後の教育も大事だし、病院も大事だし、夫婦で共働きするのであれば共働きする仕事も大事だし、共働きできる環境なのかということも大事だしというところになってくるわけです。

そうなる、もちろん人で関わりをつくるということは、町民皆で頑張りましょうと。

これはもちろん大事だと思うのですが、頑張ったけれど美幌町に行きたいと思ったときに、やはり大事なものは教育、病院、そして、福祉だと思うのです。

美幌町にはいっぱい仕事があります。

だけど、働くために子育て、子供を預かってもらう環境がとかとなってきたときに、ほかの町と比べて美幌町の子育てというのは、本当に優れているのかどうなのかというところ。

町長、どうでしょう。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 美幌に来ていただく、それから来ていただいた方のきっかけは、今、木村議員がおっしゃった人とのつながりだと私は思うのです。

私も長年、いろいろ関わった方が美幌に来てくれたり、それから美幌にしょっちゅう来て、移住までされた方で、直接関わっている方は余りないですけれども、木村議員がおっしゃったとおり、どれだけ関わった人が魅力づくりに関わるか。

先ほど私は、今後、美幌町として移住定住でどのような形という話の中で、よい生活環境をしっかりとつくりなければいけないというお話をさせていただきました。

その中でいけば、今言われた子供の育児・教育、それから健康。

今、内閣府が、新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化ということで、地方に来る場合、何が大事かという話をすると、大きくは健康に不安を持っていると。それが1番大きいのです。

それ以外でいけば、世代によるのですが、やはり子供の育児・教育という部分。

ですから、どのような方々をターゲットにするかということも、はっきりしておかないと駄目なのかなと思っています。

私は、常日頃から移住定住ではなくて、美幌町と皆さんとで、子育てと教育をしっかりしていきたいという思いであります。

先ほど言ったような、今までのターゲットよりも新たにやるとするならば、今言うテレワークという中における企業との関わり、何かの部分に特化してもう少し力を入れたいという思いであります。

それで、私が企画をやっていた時代に、団塊の世代の移動ということで、美幌町も道内の先頭を切って積極的にやりましたが、なかなか不発でした。

定年を迎える人たちが地方にという中身は、やはり無理です。

でも、今は、先ほど言った仕事の働き方改革を見たときに、都会の方々が地方にといった場合には、現実味がある動きではないかなと。そのような中でいけば、木村議員がいろいろと一生懸命言っていたことと同じになりますけれども、移住定住も人を減らさない、増やすという一つの形としては、どのようなことがあってもしつかりやらなければいけないという思いであります。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） ちょっと時間ありませんので次々にいきたいのですが、最後に、今のお話の中で移住定住促進、そして、住んでいる人たちの安心を高めるとい

う意味でいけば、ただ何かお金をばらまくような補助金というのはそぐわないと私は思っていますし、何か考えがあってやるのは別ですけども、そうではなくて、ただお金をばらまくというのは、私は違うと思っています。

やはり、そのようなことであれば、美幌町は幸いにも公設の保育園もある、民設の幼稚園も、保育所もあるというところでいくと、もっと困っているほかの自治体から見れば、そのような施設というのは整っていると思うのです。

保育士不足という部分は現実にあるので、制度だけではなくて、段階を踏んで組織的に体制を整えていくというか。

まず、子育て支援、預かりの部分、そのようなところを充実させるために、保育士をもっと増やすための取組をすとか。

それで、保育士が増えた、幼稚園教諭が増えた、実際にもうちょっと預かりの間口を広げられる、休日の預かりもできると。

移住してきた人達というのは、こちらに縁もゆかりもない人たちですから、なかなか自分の子供をちょっと預かってもらえる人もいない。そういう方がリフレッシュをする、時間で預かってもらえるとか、そのような体制・支援というのは整えていくべきなのかなと思います。

前回か、前々回のときに、そのようなところは検討していきたいと町長はおっしゃっていましたがけれども、その辺りどうでしょうか。検討の余地というのはありますか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 検討の余地は十分にあると思っています。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 本当にここが整うだけで、子育ての部分ではかなり支援になるのではないかと思います。

もちろん、様々な声もありますし、生活

困窮という部分での支援とかを求める方もいらっしゃると思いますけれども、もっと一般的に子育てを応援する、地域で子育てを応援するような部分でいけば、預かりの部分とか、保育の部分というのをもっと支援すべきなのではないかと私は考えています。

次に参りたいと思います。

もう一つ、移住してきた方々から「住居がない」というデメリットがあるとお話がありました。

以前、違う議員からも公営住宅の部分で質問があったかと思えます。

実際に、美幌町の公営住宅、かなり空きがあると伺っておりますが、このような移住してくる方々、あとは、若い人たちに対して、この公営住宅をもっと活用してもらえよう形というのはできないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、以前も御答弁したかと思えますが、公営住宅はあくまでも公営住宅法に基づいた住宅でございます。そのため、現状ではそれ以外の使用となります目的外の使用については考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 目的外使用になるということでしたけれども、最近ほかの市町村でやっているというのが結構増えてきていると思うのですが、どうして美幌町だけ目的外使用ができないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問ですが、そのような目的外使用をした場合、例えば、過去にいただいた補助金や交付金を返還しなければならないだとか、そのような問題が出てくるということでございますので、よろしく願いいたします。

す。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それは公営住宅全てに該当するのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 基本的には、公営住宅については、公営住宅法という規制の中で家賃を決めたり、国の補助を受けたりしています。

それが、他の利用、要は目的外使用で使えないかというのは、補助金を返したり、やり方を考えれば可能だと私は思うのです。

ただ、公営住宅という取扱いではなくなることは、事実だと思っています。

それぞれやられているところというのは、まずは、住居に困窮してる場合ということであれば、地元に来て、他の町から美幌に住みたいという方は、御相談を受けましたら今でも対応しています。

公営住宅法の基準に該当する方、そのような方々を優先的に入れるということはやっています。

それ以外で、所得とか全く関係なく、このような方が来て、受け入れるということであれば、公営住宅法に触れる、法から脱するものについては、そこから外しますという考えをとらなければいけないかと私は思います。

それを考えるのであれば、あえて公営住宅にこだわらなくても、例えば、教員住宅とか、民間の借家とか、どちらかというところを、施策として開放していくということは可能ではないかなと思うのです。

ですから、町としてどこまで踏み込んでやるかという一つの姿勢かなと思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） もちろん、美幌町

としてどこまでやるかは大事だと思います。

公営住宅を活用して、そのような促進住宅とか、若者支援住宅で使っている町がほかにもあるはずなので、ごめんなさい、私も勉強不足なので、そのようなところをもっと自分でも勉強していきたいと思えます。

そもそも今、民間の中でも購入する戸建てというのは、また別です。

なので、売りに出ている空き家というのもあります、実際に美幌町に引っ越してきた人が、これからどうなるかまだ分からない中で、いきなり空き家を購入してくれと言われても、それはなかなか勇気が要ることですよ。

そのような場合であれば、定住促進として、まず1年、2年ぐらい美幌町にお試いで住んでもらうというか。

前日も私が質問して、検討したいとおっしゃっていたと受け止めています、そのようなところの検討というのは、現状どうなっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 空き家として、住宅を扱うところとの連携は取ったりはしていますけれども、一歩踏み込んで、それを減額してまでの話には至っていないという状況であります。

私も木村議員がおっしゃったとおり、美幌に住みたいのだけれど、最初から家を買うのはつらいからということで、借家を探しました。

ですから、それは今のところ空いてる借家、業者というか、取り扱えるところに、このような条件でこのようなところをお願いしたいと希望するというところでの協力は多分担当もしていますし、そのように具体的に言われて、私も協力はしてきております。

それで、今言われた一歩進んでそこまでやらないのかという部分については、今の

ところ踏み込んだ政策までは実施していないのが現状であります。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） ずばり、今後、踏み込んでいくお考えは。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ちょっと検討したいと思っております。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 移住相談があったときに、多分、住居の相談というのも絶対に出ると思います。

そのようなときに担当の方々が、このような住居が実際にあるよとか、仲介業者を紹介するよとか、外からは見えない、見えにくい部分だとは思っているのですが、実際に相談に来た人達に対しての直接的なサポートというのは多分されているのだろうと、安易に想像がつくところではあります。

ただ、どの段階かは分からないのですが、まず、美幌に来る前に移住相談とかがあって「美幌町 空き家」「美幌町 賃貸」とか、皆さん絶対にネットで検索すると思うのです。

そして、検索した段階で、美幌は戸建ての空き家がないとか、特に賃貸、アパートとかも、時期によっては本当に満室でなかなか空いていないという現状も結構あります。

どうにかならないかというお話とかも結構聞くので、せっかく美幌に移住したいなと思ったときにそのような状況だと、多分、そこでもう心が折れてしまうというか、それが現状だろうと私は思います。私ならそうです。

仕事があって転勤しなければならないとなれば別ですよ。

家が空くまでの間、北見のホテルを借りて、何とか通勤してとかという話にもなると思います。

家族で移住定住したいとなったときに、美幌に空き住宅がない、それが何か月も続いたら、ほかの町でもっといいところがあればその町に行ってしまうのではないかと私は思うのですよね。

やはり、そのような現状も踏まえて、ほかの町にはない課題、それをクリアすることというのは、美幌町にとっての独自の政策にもなり得ると思います。

先ほど町長は、そのようなところを検討したいとおっしゃってくれましたので、その「検討したい」を私は信じたいし、応援していきたいと思います。

やはり、そのようなところは大事なかなと思っております。

そうは言っても、賃貸として出ているかどうかは抜きにして、実際に今すぐ人が住める空き家かどうかも別として、住めない空き家も含めて、美幌町は空き家もかなり増えてきているという状態だと思います。

美幌で解体促進の補助金を設けておりますが、実際の利用率や解体からの新築の状況とか、そのようなところの現状はいかがか、教えてください。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 空き家解体につきましては、新規事業ということで令和3年度から取組をさせていただいております。

令和3年度につきましては、当初予算で8棟を取壊しの除却対象としていたのですが、そのうち実績は6棟となっております。

そして、単純な取壊しにつきましては3棟、取壊した後の跡地に新築するという区分につきましては3棟という実績となっております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 当初8棟に対して6棟というところで、これが多いのか、少

ないのかというのは、私には分からないところではありますが、今回、美幌町の住宅リフォームの補助金、改正になって少し使いやすくなったかなと思います。

多分、今、町でやっているリフォームの補助金というのはバリアフリーだったり、空き家活用というところは目的にされていらないと思います。

取り壊すだけではなくて、空いている住宅をリフォームして、古い建物を活用して住んでもらうような空き家活用の補助金。

美幌は古いものを解体する気質が結構多いなど。

いいものでも解体してしまっただけ残さないというのが、私が美幌に対して思っているところです。

昔の建物は昔の建物にしかないよさが絶対にあるし、それを活用すれば魅力になると思うので、そのようなところを応援するような補助金とか、補助というのも必要かと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設部長。

○建設部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、住宅リフォームの補助制度について、来年度以降、より使いやすいようにということで、今、見直しをしているところでございます。

御質問にありました空き家に対してということですが、中古住宅を買って、住宅リフォーム制度を使って改修ということは、今現在もできておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 大変失礼しました。私の勉強不足で申し訳ございません。

先ほど、美幌に移住してくる人たちに向けて、まず、ちょっと住んでみる住宅の部分を検討してくださいと私がお話を、町長から検討をいただけたとお話がありましたが、そのようなところとの流れをつくっていくというのが大事かなと私は思いま

す。

購入する、新築を建てるだけではなくて、空いているところを活用して住んでもらうとか、最初からこのような状態がありますよとか、町としてこのような応援をしていますよというところで住居の心配を取り除いていく、そのような流れというのはつくっていくべきかなと思います。

そこは意見として、お話をさせていただきます。

また、少し話は変わりますが、先ほども町長からお話がありましたし、以前の答弁でも、美幌町は農業の部分を含めて移住定住者を増やしていきたいというお考えをお持ちだということで、お話をされていたかと思えます。

今、みらい農業センターの農業実習生の受入れが女性のみ、18歳から50歳の独身女性というすごいターゲットが狭い受入れをされているということなのですけども、今後の農業の従事者を増やすという意味では、男性も受入れしていかなければ駄目なのではないかと思うのですが、この辺りのお考えはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今の受入れの体制でいきますと、研修生と交流体験というか、そのような大きなくくりの中で、交流体験の中に農業体験実習生という受入れ方をしております。

実は、これは狭い意味でいくと、移住定住の体験というか、そのような認識ではないのです。

このようなやり方がいいかどうかは置いておいて、農業経営者育成事業の中で担い手対策協議会をつくって、農業に興味や関心を持つ女性限定の実習生を積極的に受入れて、農業体験を通して、農業青年と自然な形で交流の場を設定するという目的を持ってやっている農業青年配偶者対策事業なのです。

ですから、農業という部分であれば男女

差別をすべきではないと思うのですけれど、そのような目的を持ってやっているの、今は女性限定としています。

来られる方にこの辺の説明をきちんとしないとトラブルの原因になるので、これはこの制度も含めて、今後考えていかなければいけないと思っています。

それだけは御理解いただきたいと思いません。

今、一つの目的を持ってやっていることで、結果的に成婚された場合については、大きな意味で定住につながるということではあるのですけれども、この違いだけは御理解いただきたいと思いません。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） そのような目的がしっかりあって、取り組まれているということは理解いたします。

ただ、前回もそうですし、先ほどもそうですけれども、農業の部分での移住定住というお話をされていた中でいうと、自分で独立して農業をやるのだという方の受入れというのは、畑の面積の関係もありますので、いつでもかつでも誰かが来て、美幌で農業をやれますという現状でないのも実態だと思います。

実際に、新規就農者だけが欲しいのかということだと思うのですが、やはりいきなり新規就農ではなくて、今、働き手世代としてバリバリ頑張っている農業者さんを支援しながら、その人が年齢を重ねていったときに、そこで今、雇用している従業員さんが美幌でサポートしたことで来てくれた人だったとか、そのような形というのも私は必要なのではないかなと思うのですよね。

もちろん、行政だけでやることだとは思っていないのですけれども、雇用される側の農業者の促進というのにも必要かと思いますが、最後、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 雇用される側に関しては、いろいろな法人等でそのような募集をしております。

そのようなところでいろいろ体験されればいいかなど。

あくまでも新規就農の場合については、誰でも受け入れるということを私どもはやっております。

今のやり方というのは、農業の経営を譲りたいという方がいて初めて、研修を2年なり3年させてそこに入るというやり方をしているので、それがない限り、新規就農という受入れはしていないということです。

それと、美幌で農業を学びたいと、公費をかけて誰でもウエルカムという形が本当にいいのかどうかというのは、美幌が必ずしもそれを推奨してるわけではないということも御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これで、5番木村利昭さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時10分といたします。

午前11時 2分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） [登壇] 私からは、教育行政についてのみ質問をさせていただきます。

まず、小中学生の視力低下についてです。

令和4年7月13日に文部科学省が公表した「令和3年度学校保健統計調査結果」によりますと、裸眼視力1.0未満の割合は、年齢が高くなるにつれて増加傾向となっており、小学1年生で4人に1人、小学3年生で3人に1人、小学6年生で約半

数、中学生では約6割と、毎年過去最悪を更新しています。

視力の低下は、スマートフォンや携帯ゲームの普及とコロナ禍で外出機会が減ったことでスマートフォンなどを長時間見る子供の増加が一因と見られています。

学校のICT化が進む中で、学業やスポーツへの影響も大きいことから、学校と家庭が連携した対応が必要と考えますが、美幌町の現状と課題についてお伺いいたします。

不登校対策について。

不登校の児童生徒数は、平成13年度をピークに全国的に減少傾向を示していましたが、平成25年度から再び増加に転じ、この3年間では毎年約2万人ずつ増加しています。

最初に学校に行きづらいと感じたきっかけは、先生のこと、身体の不調、友達のことがそれぞれ3割近くを占めていますが、不登校の背景は多岐にわたっています。

美幌町では、教育相談員、不登校問題相談員、スクールカウンセラーが配置され、サテライト授業ではタブレットを活用した授業が実施されていることは承知していますが、不登校児童生徒の現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） [登壇] 坂田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小中学生の視力低下についてですが、令和3年度学校保健統計調査における美幌町の裸眼視力及び視力低下の状況につきましては、調査が抽出であるため、美幌町の学校は調査対象になっておらず、把握できておりません。

美幌町においては、毎年、眼科検診を小学1年生と4年生を対象に実施しており、その結果、視力低下とされた児童は、令和2年度で受検者数283人のうち48人で17%、令和3年度では受検者数230人のうち50人で21.7%という状況であ

り、人数は横ばいであるものの、視力低下者の割合では増加しているため、美幌町でも視力低下の傾向があると思われます。

学校での視力低下対策としましては、昨年度からのGIGAスクール構想によるタブレット端末の本格的な活用もあるため、家庭ではタブレット端末を30分間使用したら、20秒以上遠くを見ることなどを記載したリーフレットを配布することや眼科検診により視力低下であった場合は、結果通知に眼科での受診を勧める文書を送付するなどの対策を講じております。

視力は低下すると回復はなかなか困難であることが多いため、今後も目の健康の大切さを児童生徒に伝え、家庭と連携しながら視力低下対策に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、不登校対策についてであります。不登校となる理由は様々であるため、児童生徒一人一人に寄り添った対応が必要であると認識しております。

悩みを抱えた児童生徒に対し、少しでも気持ちが楽になるよう、教員が親身になって相談対応をすることや教育専門相談員、スクールカウンセラーの配置により、相談しやすい環境づくりを心がけているところであります。

また、美幌町では初となる民間のフリースクールが今年開設され、学校外の多様な適切な学びの場が提供されており、教育機会の確保の選択肢が一つ増えたものと考えております。

コロナ禍の影響により不登校となってしまう児童生徒が増えていると言われている状況ではありますが、今後におきましても、地域の子供たちの不安を少しでも取り除き、安心して学び、自信を持って成長していけるよう、官民一体となり、一人一人に寄り添った取組を進めてまいります。

以上、お答えいたしました。

どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さ

ん。

○7番（坂田美栄子君） 現代社会における情報化については、改めて私が取り上げるまでもありませんが、昨今では、子供もスマートフォンやタブレット端末、ゲーム機器など、デジタル機器を日常的に用いていることが原因と考えられます。

また、就学前の子供がデジタル機器を用いる現状が話題となっていることも、事実として伝えられております。

学校教育における近年の大きな変化も情報化であり、授業でデジタル機器を用いての学習、デジタル教科書やデジタル教材が今後より一層活用されていくことが予想され、健康面への影響も懸念されているところでもあります。

答弁にありましたけれど、視力は一度低下すると回復はなかなか困難と言われ、今、子供の目を取り巻く社会環境は最悪です。

小学生から高校生までの間に、最も急激に近視が進行すると言われております。

近視のなり始めの時期の対策がとても重要と言われております。

家庭と連携しながら視力低下対策に努めるとの答弁ではありますが、具体的に示すものがないと、なかなか理解も難しいのではないかなと感じているところです。

それと、先ほど答弁いただきましたけれど、学校では1年生と4年生の検査しかやっていないということです。

学年によっては、その調査内容が正確に伝わっていないというのが現実としてありますので、やはり国の調査だけではなく、各学校でそのようなデジタル機器を使うということに対しての危機感を持って、子供たちの視力の低下の程度というのを知っておくべきではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 視力の関係について、1回目に御答弁申し上げましたこの

統計調査につきましては、小学1年生、4年生ということですが、その他の学年につきましても、毎年、各学校で視力検査をやっている状況でございます。

また、視力検査の結果、前年度と比較して視力が著しく低下したとか、一定の基準以下の視力のお子さんの御家庭に対しましては、結果の通知とともに、場合によっては受診を勧奨する、あるいはふだんの生活の中で気をつけていただきたいということを知りさせていたいただいている状況でございます。

また、各家庭につきましては、このことと合わせて、やはり学力と健康それぞれを普及啓発するのではなく、トータルで子育てをしていくという観点から、家庭を学びの環境にするということで、今、ICT機器を授業でも取り入れていますし、家庭でもスマートフォンだとか、タブレットも普及しております。

そのような中で、決まった場所、決まった時間ということで、規則正しい生活、このようなことと絡めて、トータルで子供の生活リズムを整えていく、そのことがひいては学力向上にもつながるといって、パンフレット等で周知させていただいているという状況でございますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 大人は多分、ICTを見た後に目の疲れを感じると思うのですが、子供はそのようなところでは、なかなかまだ感じ取れない部分もあるのではないかなと思います。

今、答弁いただいたように、特に視力が低下する、視力の疲労が出てくることによって、健康被害というのでも聞かれております。

ICTテクノロジーを活用していくためには、やはり安全で快適な学習環境を構築するということが、1番大事なことではな

いかなと思います。

あと、御承知のこととは思いますが、文部科学省では、児童生徒の健康に注意してICTを活用するためのガイドブックというものを発行されているようです。

2019年に、学校関係者や一般の方への情報提供を行うウェブサイトを公開したり、学校でのICT機器利用について、安全面や健康面から配慮したほうがよい点に関して情報提供をしているという文章が流れております。

児童生徒の健康に注意して、ICTを活用するためのガイドブックを参考に加えて、心身への影響が生じないように、学校医とも連携の上、必要に応じて児童生徒の状況の確認、眼精疲労の有無や心身の状況など、子供が生活できる環境が変化していくことに十分注意していかなければならないと考えています。

そのことについては、各学校と各家庭との連携が十分なされているかどうか、お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 議員がおっしゃるように、やはり学校と家庭の連携が何よりであると考えております。

そのようなことから、学校では、先ほどお話をさせていただきましたパンフレットのほか、保健日より、このようなところでも強調して、これまでよりも回数を増やしながら、大切さについて折に触れて周知させていただいているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） いろいろ学校と連携しているようなのですが、近視の進行は、大人になるとある程度止まるということがあるのですけれど、最近では、大人になっても近視の進行が止まらないという状況が増えているとのデータが流れております。

特に、パソコンやスマートフォンの普及がその背景にあると思われませんが、近視になっても眼鏡やコンタクトレンズで気軽に矯正ができるため、近視になることを深刻に受け止めないで対策を怠ったり、軽度近視から中度近視、それから強度近視へと目の状態を悪化させることになっているのも現状として伝えられております。

近視の度が進むごとに、例えば、緑内障や網膜剥離、白内障、近視性黄斑変性症などと言った病的リスクが高まっていくという報告もありますので、近視が様々な病気を引き起こす危険性を確認しながら、できるだけ早く生活習慣を改める対策も重要となってきます。

そのような病的なことについて、今でなくても、将来的に近視が進むことになって、このような病気になる可能性もあるということは、子供たちにも、それから、家庭にもしっかり伝えていくことも必要かなと思っています。

成長期にある子供たちは近視が進行しやすいために、近視予防が極めて重要です。

屋外で過ごす時間が長い子供は、近視の有病率、発症率が低いとされ、野外活動が近視予防に効果があると報告されています。

子供は、日中の多くの時間を学校で過ごすため、学校教育の中でも、近視の発症と進行の予防対策を講じていく必要があると思われませんが、そのことについて考え方があれば、お示してください。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

議員の御指摘のとおり、特に小学生から高校生までが、最も急激に近視が進行するというのも、ある文献では承知をしております。

病気になるリスクも高いということも聞いてございます。

先ほど御答弁申し上げましたが、文部科

学省の調査に合わせまして、2021年度から児童生徒の近視実態調査というのをやっております。

これは、経年で見ていくということで、本年度におきましても、近視実態調査を実施し、近視、遠視、乱視、こちらを明らかにした上で、国としても有効対策を検討していくということも聞いております。

あと、先ほどのガイドブックででしょうか、私も見させていただきましたが、国から出ていますとおり、例えば、国では五つの約束ということで、御承知かと思えますけれども、30分に1回はタブレットを目から離して20秒以上遠く見ましようということも言っております。

ある本によりますと、アメリカなどの英語圏では、20—20—20ルールというのがあるそうです。

20分間見たら20秒以上20フィート、6メートル以上という意味ですね、この20秒遠くを見ることによって、眼精疲労とかも和らげるということも言っております。

そのようなこともありまして、30分以上見たら20秒目を休めて、目に負担のないような形をとっていかうと、保護者に対しても、そのような端末の利用時間も含めたルール等を周知しております。

これは当然、学校だけでできることではございませんので、引き続き、家庭と十分連携した中で、先ほど教育長が答弁いたしましたように、保健だよりあるいは学校だより等を通して、繰り返し訴えていくということをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 今、答弁いただいたように、文部科学省のガイドブックというのを利用させていただいて、できれば、それを家庭に配布できる状況があると、よく分かりやすいのではないかなと思うので

す。

例えば、タブレットを使うとき、学校ではきちんとした姿勢でタブレットを使うのでしょうか、家に帰って使うとすれば、どうしても目の近くに持ってきて見たりする、姿勢も悪くなったりということで、近視が進む状況というのは、非常に多くなってくるという情報もあります。

そのような意味では、家庭にもしっかりとそのような分かりやすいものを提示してあげることが必要かなと思います。

それで、親御さんも多分、家庭の中でスマホや何かでいろいろと情報は見ているのだと思うのです。

その中で例えば、食べるものに気をつけるとか、そのような話もあるのですが、食べるものはやはり長続きしないということですよ。

幾ら気をつけていても、長期にわたってそれが準備できないのと、家庭で働いている人も多いので、なかなかそのようなことを継続できないという情報もあります。

先ほど言ったように、野外で過ごすことによって、ある程度視力回復ができる可能性を持っているとするのであれば、学校で過ごす時間の空いている時間のほとんどは、例えば、外で過ごせるものは過ごしたほうがいいのかないかなという思いを持っています。

学校の中でのそのような活動というのも十分重視していただいて、取り組んでいただければと思います。

例えば、日本ではなくて、シンガポールですとか、中国あたりでも、近視に関する教育や子供の屋外活動を積極的に推進して、国を挙げて近視の予防に取り組んでいるということも出ています。

そのような外での活動がそれだけ効果的なことにつながるのであれば、美幌町の子供たちもタブレットを使う時間が増えてくるということであれば、そのようなところも学校内での申合せとか、学校全体の連携

をとってやっていくことも必要かなと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの件でございますが、1番大事なのは、子供たちの生活リズムをきちんと整えるということに尽きるのかなと私どもとしては思っております。

その中では、今、議員からもありましたように運動時間。

こちらについては、体育の授業以外に1日60分以上、運動する機会を設けようとか、1回目の答弁にもありましたけれども、例えば、学習以外でメディアに触れる時間も1日合計1時間以内だとか、そのようなようなことで生活リズムをきちんと整えよう。

そのことが、心身の健やかな発達につながるのだよということを折に触れて訴えているところでございますが、その辺は今後も続けていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 最近、眼鏡をかける子供たちが少しずつ増えてきているのも現実かなと思います。

眼鏡をかけていなくても、子供にコンタクトレンズをして矯正をするという話も出ていますので、そのようなことにつながらないためにも、しっかりと家庭、学校、教育委員会と連携をとってやっていただきたいと思っております。

次に、不登校対策について。

不登校の問題については、今まで何度も質問をさせていただいております。

答弁で1番記憶に残っているのは、誰一人取り残さない学校づくりということで、今も深く印象に残っています。

全国的にも、美幌町的にも、不登校児童生徒の増加傾向は止まっておりません。

コロナ禍以前から上昇しています。

この3年間で、義務教育として設定されたシステムになじめない子供が、全国的におおむね2万人ずつ増加しているという状況が出ています。まさに異常事態です。

美幌町では、教育専門相談員、スクールカウンセラーが配置されて、相談しやすい環境づくりにはなっていますが、実情はどうなっているのでしょうか。

サテライト授業も、オンラインを使った授業をやっているという答弁をされておりましたけれど、児童生徒が利用しやすい環境となっているのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田敏明君） ただいまの御質問でありますけれども、今年度、学校等をつないでサテライト授業を実施しているというのもございます。

そのほか、休んでいる期間が長いということもありますので、サテライトと学校を結びまして、近況報告し合ったりということもしてございます。

そのようなことから、現在はタブレット端末を活用しましたサテライトと学校をつなぐという授業等も実施しておりますので、利用されている方にも非常にいいものになっているかなと考えております。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） しっかり取り組まれているのは分かります。

ただ、教育専門相談員のところに相談に行かれていない親たちが多いのではないかと思います。

相談員の方にお聞きしましたら「私たちが勝手に子供たちと話をするわけにはいきません。やはり親を通して、親からの相談がなければ、相談には乗れないのですよね」という話でした。

親が仕事をしていて、17時までの間に時間が取れませんという話も聞いておりましたので、そこら辺の時間帯ですとか、そ

れから、親が直接話をしなければならないという状況は、もう少し緩和できないのか。

子供に直接会って、子供と話した上で、子供がどのような環境にあって、どのような状況で学校に登校できなくなったということをやはり知っておく必要があるのではないか。

それと、親との連携で解決するという方法がうまくいっているのかどうか、非常に気になっているところですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 不登校の原因でございまして、1点目のところでもありましたように、やはりその子の数だけ原因があると思っております。

また、サテライト等を設けておりますけれども、そこに相談に来ることができる親御さん、そして、子供さんもいれば、やはり来ることができないという子もいる実態も承知しております。

そのようなことで、せんだって過去の議会でもアウトリーチ、訪問型の支援ということも話をさせていただいた経過もございまして、いろいろな子供たちや保護者の状況に応じて、いろいろな相談体制だとか、支援体制が必要だと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 不登校の子供たちというのは、どの子もそのような可能性を秘めているということは、私たちも十分知っているところです。

ただ、原因の一つとして、家庭環境に大きな影響を受けているということも事実かなと思います。

そのような意味では、なかなか相談員のところに行けないということも含めて、事実としてあることは分かるのですが、ただ、その子をそのまま置き去りにするわけにい

かないというのがあって、その子供たちをどうするかというのが今、1番問題ではないかなと思うのです。

やはり、子供は学校に行きたくないわけではない。

ただ、行けない状況というのがあって、行けない状況をどのように探していくかというところが問題なのかなと思います。

そのようなところでは、解決策というのではないとは思いますが、一つ一つ状況を細かく探り当てていくしかないのかなと思います。

先ほど、答弁の中にフリースクールというのがあったので、美幌でもそのような民間の人たちが開設してくれたということについては、本当にありがたい話だなと思っております。

どこにも行けない子供たちが、学校外での多様で適切な学びの場を提供してもらえ、活動できる場所を提供してもらえたということでは、非常によかったのかなと思えます。

ただ、フリースクールもなかなか今の段階では、運営するに当たって非常に難しい条件もたくさんあるのかなと思いますので、利用する子供、親、学校、それから、教育委員会の連携が非常に大事になってくるのではないかなと思います。

せっかく開いてくれたフリースクールを皆さんでバックアップしながら、子供たちのために、ずっと長い間活動していただきたいというのが本音でありますので、そこら辺のところできっちり連携をとっていただくということが大事なことかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまのフリースクールの関係でございまして、美幌に開設していただいたフリースクールには、実際、数名が通われているということを知っております。

また、出席扱いの関係で、文部科学省が示したガイドラインがございます。

例えば、フリースクールの運営内容だとか、そのような細かいところもございませうけれども、一定の要件を満たした場合は、学校の指導要領上の出席扱いとすることが認められております。

これにおきましても、学校長とフリースクールとで十分に話し合った上で、学校長が認定するという運びになっています。

そのようなことから、学校とフリースクール、さらに、保護者間の連携ができていると考えております。

また、学校長が認定するに当たっては、当然、教育委員会の助言を求めるということとでございますので、私ども教育委員会としても、そこにしっかり関わっているところでございます。

また、端的に言いますと、当然、フリースクールの事業者さんも、私どもも出席扱いになればいいということは思っておりません。

あくまでもそこに通う子供たちが、社会に出て、生きていくための力を育むということが何よりもでございますので、その辺は十分留意しながら、取り進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 今、答弁をいただいたとおり、私たちは、子供たちがフリースクールでいろいろな活動をして、それから、ほかの子供たちとのコミュニケーションも少しずつ取り戻せる状況をつくってあげて、できれば学校に復帰したいというのが最終目的だろうと思うのですよね。

そのようなことであれば、やはり学校との連携が1番大事であったり、そこに家庭もあたりということ、ケース会議だとか、そのようなところが十分必要になってくるのかなと思っております。

子供たちへの支援についても、これからまたつなげていくものをきちんと支援するという意味では頑張っていかなければならない、フリースクールの人たちにも頑張っていたきたいなと思っております。

全国的に不登校が増加している学校もあれば、減少している学校もあります。

そのようなところで、子供たちへの支援の大きな期待でありますけれども、やはり学校における不登校児を出さない取組というのが1番重要だと思います。

そのためには、未然防止、学校でのささいな出来事をできるだけ早く、早期に対応することですとか、児童、保護者、教師を孤立させないということが1番大事ではないかなと思っております。

どちらかといえば、児童は児童、保護者は保護者、先生方も孤立してしまうということが考えられます。

学校全体で、チームワークを生かした支援体制が必要になってくると思っております。

あわせて、先生方が相談できる体制づくりというのも必要ではないかなと思っておりますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 議員おっしゃるように不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こりうることだと思っております。

また、昨今言われている不登校そのものは決して問題行動ではないのだということを児童生徒、そして、保護者にもしっかり知っていただく必要があるのかなと思っております。

個々に不登校となった子供たちには様々な事情もあります。

そのようなことを個の状況に応じた、多様な支援策が必要だと思っております。

そして、学校でありますけれども、不登校だとか、そのようなことについては、担任教師が抱えるのではなく、学校としてそ

の問題に向き合っていただきたいということは、会議等の場でも常々申しております。

また、そのような学校に対しての窓口相談体制として、私ども教育委員会に指導主事も配置しておりますので、指導主事が頻繁に学校に足を運んで、そのような状況についても話をしている状況でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） 中学校になると、やはり不登校児童生徒が増えていく状況にありますので、学校全体で取り組んでいくしかないかと思うのです。

相談体制ももちろんそうですけれど、どちらかという、家庭においては、親は何で学校に行かないのという感じで、子供を責めてしまうというのが、日常的にあるのだと思うのです。

学校でも、どうしてという話を根掘り葉掘り聞かれるというのも、子供たちにとっては非常に負担を感じているということもありますので、そこら辺のこともしっかり家庭と話をしながら、子供たちを責めない、親も責めない。

それから、先生の対応の仕方が悪いということも結構話としては出てくるので、そのようなことではなくて、きちんとお互いに話し合いができる状況をつくるということも必要なことかなと思います。

差がないように、漏れないように、それから、一人も見捨てない教育支援体制、学習支援を通した生徒との関わりを中心に、不登校生徒と学級生徒の気持ちをつなげ、最終的には学校へ復帰することを目指して取り組んでいただきたいということと、3年間を見通した粘り強い、長期的なアプローチが必要ではないかなと思います。

あわせて、外部機関との連携も模索しながら、研究していく必要もあるのではないかなと思いますが、その点についてはいかが

でしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 不登校の関係でございますが、議員おっしゃるように、外部機関との話もありますけれども、例えば、ケース会議を開いて、地域の民生委員あるいは保健福祉の担当部局、児童支援担当部局、さらには、場合によっては児童相談所等に助言をいただきながら、誰一人も取り残さないという思いで進めているところでございます。

子供たちにとって切れ目のない支援ということで考えております。

これは幼稚園だとか、小学校、中学校、高校と学校種にこだわらず、地域の子供は地域で育てるという思いでやっておりますので、縦と横の連携にこれからもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 7番坂田美栄子さん。

○7番（坂田美栄子君） いろいろな外部関係との連携があったり、いろいろ取り組んでいるのですが、なかなか不登校となる児童生徒が減っていかないのも事実なのですよね。

ですが、これはもう地道に、一人一人の子供に、本当に温かい気持ちで接していくしかないのかなと思います。

子供は、いずれ社会に飛び立っていかなければいけないので、今の段階、中学生、高校生までの間に、しっかりとした基盤づくりというか、どんなことがあってもくじけない、負けない、いろいろなことを言われても立ち向かっていけるだけの精神力の強い人に育てていかなければいけません。

そのような意味では、学校復帰というところは、たくさんの子供たちの中で育つ社会性を身につけるということが1番大事だと思いますので、フリースクールを活用させていただきながら、学校復帰を目指して、最終的には社会に飛び立てる子供たち

に成長できるよう取り組んでいただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（大原 昇君） これで、7番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時10分といたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） [登壇] それでは、私は2点について質問をいたしたいと思います。

1点目は、宿泊施設誘致と企業立地促進条例の考え方についてであります。

宿泊施設誘致個別条例としなかった理由及び助成措置の拡充についてお尋ねいたします。

令和3年9月定例会において、宿泊施設誘致条例の制定について質問をいたしました。

宿泊施設誘致を重点施策とする町長は、私が提案する個別誘致条例の必要性について理解をしていただき「個別誘致条例の考えであり、フレームはできていないが、事業者の提案内容によって支援内容を判断したい」と答弁されました。

令和4年9月定例会に正式に美幌町企業立地促進条例案が提案されております。

9種類の施設のうちの一つである宿泊施設が助成対象とされておりますが、個別誘致条例が望ましいとされていたのが、どのような判断から今回提案の条例に変更されたのかをお尋ねいたします。

また、提案される企業立地促進条例案の助成措置だけで事業者側の理解が得られたのか、今後の拡充措置などの考え方をお尋ねいたします。

7月26日の経済教育常任委員会で、帯広市でホテルや高齢者向けマンション等の事業を展開するアルムシステムが、旧美幌グランドホテル跡地にビジネスホテルを建設する旨の報告がなされ、関係団体や多くの町民が歓迎と期待を寄せています。

木造2階建てシングル37室、ツイン8室の計45室で、夕食はホテルで提供せず、町内飲食店とのセットプランで連携したいと報道されています。

宿泊施設誘致は町にとって重要課題であり、今回の美幌町の積極的な誘致の取組を評価しています。

しかし、大きな規模での宴会機能、いわゆるバンケットができない現状から、多くの団体や町民より、一定規模で宴会機能のある施設が是が非でも必要との声が多く寄せられています。

町として今後、宴会機能を持った施設をどのように取り組まれるのか、お尋ねいたします。

2点目、図書館整備基本構想について。

複合的機能を持った図書館を目指すための課題についてお尋ねいたします。

令和4年3月に美幌町図書館整備基本構想が作成されました。

三つの基本方針として、町民の触れ合いを深める図書館、町民の力を生かす図書館、町民の学びを創造する図書館を目指しており、整備方針の中には、図書館の複合化について「新しい図書館がまちのコミュニティーの場として機能するためには、図書館が複合的になることは望ましいことであり、時代のニーズでもあります」と記されています。

このような背景から図書館整備検討委員会では、道内の複合施設である室蘭市図書館とむかわ図書館を9月に視察予定と伺っています。

以前、役場新庁舎建設に当たり、私は、図書館との複合化の検討もすべきではないかと提案しましたが「図書館は単独施設が

望ましく、複合化に適さない」と答弁されました。

私は今後、公共施設を整備する場合は、可能な限り複合化を積極的に検討し、町民の利便性を図るとともに、建設コストや維持管理費の削減をすべきと考えております。

複合化についての是非の結論は、今後の検討結果によると思います。

例えば、先ほど質問しました宿泊施設に不足する宴会機能施設を取り込んだ複合化などの可能性も大胆に検討してはいかがと思いますが、現状での課題についてお尋ねいたします。

また、美幌町では主要な公共施設の整備が進み、今後の図書館整備の機会を逃すと、複合化の可能性は限りなく期待できなくなると考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 上杉議員の御質問に答弁いたします。

図書館整備基本構想については、後ほど教育長から答弁いたします。

宿泊施設誘致と企業立地促進条例の考え方についてですが、宿泊施設の誘致につきましては、様々な方とお会いする中で、ビジネスホテルよりも少し大きめの部屋を数室備えた宿泊施設を希望してきたところであり、町内で新たに宿泊施設を開業しようとする事業者が現れた場合、その事業内容を見た上で、最良の支援策を検討する予定でありましたが、今回、進出していただける企業においては、本町からの情報提供により、自ら進出を判断していただいたところであります。

現在、宿泊施設の新設、増築に対する優遇措置については、美幌町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づく課税免除のみであります。本定例会に提案します美幌町企業立地促進条例案が制定されることによって、雇用増を基準と

する助成まで優遇措置が拡充されることとなります。

また、本町に必要な機能を有する宿泊施設を整備しようとする事業者が現れた場合は、別途支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に、宴会機能を持った施設への取組についてですが、既存施設の利用をお願いしたいと考えており、宿泊施設誘致の中では、バンケットホール整備に対する優遇措置は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 上杉議員の御質問にお答えいたします。

図書館整備については、昨年度より図書館整備検討委員会を設置し、基本構想を策定する中、整備方針については立地条件や施設規模のほか、公共施設を含む複合化の検討を進めているところであります。

御質問の現状の課題についてであります。図書館は知と情報の集積場所であり、学習施設や社会教育施設として、子供からお年寄りまで幅広く集う学びの空間となっております。

このため、複合化の施設については、学びを主体とする施設が望ましいと考えているところでありますが、現状では、改修周期や建替周期が図書館の整備時期と重なる公共施設が見当たらないことが課題として挙げられます。

また、町では、平成29年3月に策定した美幌町公共施設等総合管理計画に基づき、令和28年度までに、公共建築物の縮減目標を30%減じることとしておりますが、この目標達成には、将来を見据えた公共施設の在り方を長期的な視点に立って検討しなければならず、図書館整備を含めた今後の公共施設の集約化も課題であると認識しているところであります。

このような背景の中、今後、町では公営住宅の整備を計画しておりますが、これ以外の建設や改修などの整備計画は今のところ持ち合わせておらず、現時点において図書館と合築させる公共施設はない状況にあります。

一方、飲食スペースやコミュニティスペースなど、町民の皆さんの居場所としての機能の複合化は必要であると考えており、整備検討委員の皆さんからも同様の御意見をいただいているところであります。

このため、御質問の主要な公共施設の整備が進み、今後の図書館整備の機会を逃すと、複合化の可能性は限りなく期待できなくなることについては、仮に合築する公共施設がない場合には、単独での整備もやむを得ないと考えておりますが、機能の複合化については引き続き検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、お答えいたしました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） それでは、1点目の宿泊施設の関連の部分で質問をしたいと思っております。

今回、美幌町にホテル建設で進出される企業につきましては、本定例会に提案されています美幌町企業立地促進条例案に基づく固定資産税の課税免除及び雇用増による助成措置の優遇措置が議決されれば拡充されるわけですが、その内容を承知され、進出を判断されたとして理解してよろしいでしょうか。

それと、個別条例ではなく、今回提案の条例案に町長が方針を変えられた理由について、具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） まず初めに、今回、アルムシステムがグランドホテル跡地に宿泊施設の建設を進めるということにつ

いては、アルムシステムに感謝を申し上げたいと思っております。

今、2点の御質問がありました。

1点目の今回の企業立地促進条例の優遇措置を相手側が理解して決めたのかという御質問でありますけれど、内容について説明はしておりません。

あくまでも独自の調査により、アルムシステムできちんと経営が成り立つことでの判断という説明を受けております。

それから、もう1点、以前に御質問のありました特別の条例を設けてということでございますけれども、今回定めるとするのはホテルというか、宿泊施設だけではなく、今の条例では他の町村と比べた場合に支援措置が劣る部分があって、場合によっては、美幌ではなくて近隣の町に希望する企業が行くということもあります。

まず、他の町と比べて遜色ない、最低でも同じ以上の支援ができるようなものを整備すると。

その中で、宿泊施設についてもしっかり位置づけるということであります。

ですから、答弁書にも書いてありますが、もし、町として、従来私がお話した内容で相手方と話す中で、何か支援をとった場合については、皆さんと御相談の上で、後で調べたのですけれども、条例でなくても補助金の要綱を定めれば支出できると担当から説明があり、あえてそのような形をとらなかったということでもありますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 質問に対する答弁は分かりました。

アルムシステムは、この9月定例会に条例が提案される前に、企業独自の判断で進出を決定したということです。

以前、私が質問したときにはホテル誘致に特化して、今、町長が答弁されたこの企業立地促進条例の税あるいは雇用増、その

ようなことを含めた複合的なものといろいろな施策を入れた誘致条例をということでした。

それらについては今後、町の判断で町が期待するような部分での進出が新たにあれば、要綱等でしっかり支援していきたいということです。もし今後、私の考え方に沿ってそのようなものが出てきたら対応するというので、理解をいたしました。

新聞の切り抜きでしか分かりませんが、今回の企業は、主にビジネス客を目的としたホテルではないのかと。

既に進出しているところを見ると、比較的 low cost で泊まれるホテルということです。

そこで、答弁にありました町に必要な機能を有する宿泊施設を整備しようとする事業者が現れた場合ということで、町長は必要な機能について具体的にどのようなことを期待されているのか、その辺について詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、進出いただける企業につきましては、上杉議員がおっしゃるとおり、主にビジネスホテルというか、ふだんその町を訪れる技術者とか、それから工場関係者とか、そのような方をターゲットにしているとお聞きしております。

私は、以前から美幌の立地でいけば、どちらかという観光、長期滞在まではいきませんが、何日か泊まるための環境として、ある程度の部屋の大きさは必要ではないかという考えを持っております。

そのような意味から、ビジネスホテルよりも少し大きめの、ゆったりできるような建物、それからお風呂というか、バス・トイレになっているユニット等もゆとりのある設備を設置してほしいとずっと思っておりましたので、知り合えるというか、お会いした方にはそのようなお願いをいたしました。

今回、相手方とそのような話をさせていただいたのですが、まずは、アルムシステムの考え方、やり方で作らせてほしいというお話をいただいたことから、あえてそれ以上こちらからこのような希望があるということは差し控えました。

まずは、美幌に宿泊施設を建設していただくのが1番よいことではないかと判断しているところであります。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 私もインターネットで音更、帯広、芽室だとかを見ると、町長がおっしゃるように、どちらかといういわゆるその観光客とかということより、ビジネスホテルの形態で経営されてるということです。

観光という面でいえば、美幌も一時期から見ると峠観光のお客さんが減ってきています。

そうは言いながらも、美幌峠というあれだけの貴重な財産がある、町の活性化の期待に十分沿うような資源を持っていますから、今後、そのような面で町長がおっしゃるような少し広めの部屋、適当な広さのあるユニットバスだとかでゆったりできる、そのような町の期待どおりの企業が進出してくれば、それは私も賛成いたします。

ただ、先ほど言ったようなビジネス中心であっても、当面はこのアルムシステムが美幌町に不足するそのような宿泊施設という形で、新聞によりますと3か所の候補地の中から最終的に美幌町を選んできたということです。

それは、議員としても大変感謝をしておりますし、美幌町を訪れるビジネス客にとっても、そのような新しいホテルができるということは、美幌町の活性化に寄与できるものとして期待しております。

次に、宴会機能を持った施設の取組ですが、この中で既存施設の利用をお願いしたいという答弁でございました。

具体的に既存施設というのは、町内の飲食店舗の利用という考え方なのでしょうか。

宿泊施設誘致の中では、いわゆるバンケットホール整備、宴会機能に対する優遇措置を考えていないとの答弁でしたが、町民が望む宴会機能というのは、町長が答弁された既存施設の利用で十分満足できるものなのか、その辺の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） バンケット機能を有したホテルという部分でいきますと、なかなか難しいのかなと思っています。

施設はつくったとしても、利用を含めたときに、それだけの投資がなかなか難しいというのが、それぞれ今までいろいろお話しした会社もそうですし、今回の会社もそのような考え方ではないのかなと思っています。

ですから、あえてバンケット機能に対してお金も出しますからというよりも、仮につくったとして、それをどのように維持するかというほうが、負担になるのかなと思っています。

そのようなこともあったので、今回、答弁させていただいたのは既存のもの。

では、既存とは何ということの御質問でありますけれども、それについては、例えば、町民会館の中ホール、それから農協会館の利用とか、あとは町内の飲食店においても、かなり大規模に人を集めることができるような飲食店もございますので、そのようなところを何とか使っていただきたいという思いで、答弁をさせていただきました。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 確かに旧グランドホテルというのは、まさに答弁のようなバンケット機能をメインにしながら宿泊していたホテルですので、これと同一規模み

たいなものを美幌に。

例えば、私が民間のホテル経営者であったとしても、美幌の立地を考えたときに、そのようなバンケット機能で収益性を図るということは極めて厳しいと。

町長の考え方は十分に分かります。

ただ、宴会機能が現在あるというのは中ホール、JA会館、町内飲食店と挙げられていますけれども、町民会館で各種イベントだとか、会合などをする関係者は、中ホールの横にある配膳室で調理されたおいしい料理を提供していただいて、中ホールで会合ができるということを望んでいる方が多いと私は思います。

そのような意味では、町民の皆さんに喜んでいただける会館であるためにも、ぜひ、町民の要望に応えられるよう、宴会機能をもっと有効に生かせるようなものにするための具体的な対応策を検討すべきでないのかなということで、私なりの提案を試みたいと思います。

今、あそこで会合等をした場合には、町内の飲食店が仕出しの料理を運んできて、配膳室を利用してお酒や汁物を温める。

あと、主にアルコール類を中心とした飲み物を冷蔵庫で冷やして使用する。

それが、実際の配膳室の利用状況だと伺っています。

私は、現状の配膳機能だけではなくて、設備の改修や一部補充が必要だと思いますが、できれば配膳室で調理をして提供すると。

そのことによって、町民会館の利用頻度も増えてまいりますし、建て替えをして町民に利用していただくという観点からいえば、この機能を高めるということが目的にかなうことではないのかと考えております。

具体的に、配膳室で料理を提供するために、どのような手続が必要なのかということをお北見保健所に照会いたしましたところ、民間業者による飲食店営業許可と食品

衛生責任者の配置があれば可能ですよという見解をいただきました。

実際に使う場合、多分1業者だけにとどまらないと思います。

町内の飲食店で複数の業者が営業したいという場合、そのことが可能ですかと、もう一度保健所に確認したのですが、先ほど言った営業許可と責任者の配置があれば、複数でも特に問題ありませんという回答でした。

そのような面で、配膳室を有効活用しながら宴会機能を実現する。

そのためには、今、私が提案したこと以外にもいろいろな課題はあるのだらうと思います。

もう一つは、あそこ自体は基本的に災害時の避難所機能を持つ施設でありますので、災害時に避難した町民のために配膳室を利用して食事。食事といっても料理をつくるというよりは、例えば、御飯を炊いておにぎりを提供するとか、そのようなことでの災害対応にも有効ではないのかと私は思います。

そのような観点から、先ほど町長も中ホールの宴会機能としての活用ということでの答えでしたので、町民要望に応えるため、具体的に中ホールあるいは配膳室の機能充実について検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、具体的な提案をしていただきました。

中ホールにある調理を出すところは配膳室という位置づけで、今、おっしゃっていただいた形で調理ができる機能を高めるかどうかという話だと思います。

今、お話いただいたとおり、町が管理して調理ができる環境をつくる、それから、業者が責任を持って調理をするという二つの方法で、できれば調理をして出したいと考えております。

今回、上杉議員からそのようなお話をし

ていただいて、もう一度このような御質問をするということだったので、保健所に確認したところ、民間がやる場合については、複数のところに許可を出せますよとおっしゃっていただきました。

そこは、当初と違ったということはお話をしたいと思っております。

当時、担当していたこともあって、経過をお話しさせていただきましたと、あそこで調理をして出す業者をかなり聞きました。

そのような試みをしていただけないでしょうかという話をしたときには、なかなかそこまではできないと。

ふだん仕出しを中心にやっているところが2社ほどあり、せめて仕出し方式でもいいのでやっていただきたいというお話をしたときには、それであれば協力するという状況で、結果的にああいう形をとらせていただきました。

今回、御質問というよりも提案の部分でありますけれども、まずは、そのような業者がいらっしゃるのかということの調査、それと、保健所で聞いた部分でいきますと、改修もしなければいけないところもかなりあり、今の施設の中で大きな問題を抱えております。

保健所としては、今の配膳室はガスも全部あるので、あえて何もいじる必要はないのではないですかと。

問題なのは、トイレと更衣室。

これは、必ずしも専用でなくてもいいのですけれども、共用で使う場合に皆さんが何かの菌を持ってきたりだとかしないよう、感染対策がしっかりできるのであればと。

そのようなことをきちんとやれる構造・設備にならないと基本的に駄目なので、実際には、そのような申請をしたときの判断にはなるのですがということです。

できれば、今言ったトイレ、それから更衣室等をきちんと別につくることが望ましいのですよというお話をいただきまし

た。

ですから、構造的にそのような部分ができるかという投資の金額と、実際にあそこでやってもいいという方がいらっしゃることを調査した中で、トータル的な判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 私が提案したこと以外にも課題があるということで、今、町長が確認していただいたトイレと更衣室をできれば単独でというのは、あそこではなかなか難しいですから、共用で感染対策を行うためにはどのような工夫をすればいいのかということを検討していただきたいです。

町長がおっしゃるように、配膳室とは言っても、厨房にほぼ近いような設備・機能を持っています。

もちろん実際に、民間の方が入ってきたときに、ここをこのように直してほしいとか、例えば、このようなものがもう少しあればいいとか、そのようなニーズが出てくるのだと思います。しかし、ぜひ、テーブル・椅子で会合をしながら懇親を深めたり、食事をしたいという町民ニーズがありますので、そのような面では、実際に民間の飲食業者が入ってくるかどうか。

当初、建設する時点での経過については今、町長から伺いましたけれども、再度、町が基本的に宴会機能を充実するという考え方に立つのであれば、どの程度の改修コストがかかるのか。

私はもちろん分かりませんが、町民会館で宴会や食事ができるということを強く望んでいる個人や団体の方が多数いらっしゃると思いますので、飲食業関係者と十分相談しながら、希望者がいる場合には今言う課題について前向きに御検討いただくかどうか、その辺だけお答えいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、上杉議員から厨房機能もあるということをおっしゃっていただきましたけれども、災害時等の炊き出しも想定して、それから小規模な調理実習ができるよう整備をしております。

ですから、災害については、あそこで炊き出しをしても全然問題ないということを保健所にも確認していますので、そちらは問題ないかと思っております。

そして、今、あそこで調理を含めてやる会社があるということであれば、あとは、どれだけの改修が必要か。

これは、やはり利用頻度と町がお金をかける効率とは言いませんけれども、その辺が余りにも差がある場合に、今、お願いをしている仕出し方式でもやり方によっては満足できるというか、やはり温かい料理を一品ずつ出すのは難しいのですが、仕出しで皆さんが会食するのもありかなと思っている部分もあります。

その辺はきちんと調査した中で相談もしたいですし、また、皆さんにも相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 私がどこかの業者にたくさん話して呼びかけているわけでもありませんから、もちろん希望者がいるかどうか、何社いるのかということは分かりません。

出来上がってから町民会館の担当職員に聞くと、コロナのせいもあったと思いますけれども、宴会的なものの利用というのは残念ながら少ないという現状がありますが、町民の中にはそのような希望も少なからずあります。

ぜひ、今おっしゃったような希望者が出てきた場合には、費用対効果を前向きに検討していただく中で、期待に沿っていただければ、町民の皆さんは歓迎してくれるのではないかなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

図書館整備の基本構想では、複合化の整備方針が打ち出されています。

この方針というのは、検討委員の中から必要性があって出されたものなのか、それとも、行政側、教育長として、もともこのような複合化ということも検討課題としてあって方針の中に書かれたのか、両方だったのか分かりませんので、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 公共施設等総合管理計画を勘案した中、議論の過程で事務局サイドから複合化についても検討いただきたいと投げかけた結果、このような形となったものであります。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 答弁の中で、いわゆる学びを中心としたことを考えたときに、現在のところ建替周期だとか、図書館整備の時期等で重なる公共施設が見当たらないということが課題と答えられております。

一方では、公共施設の管理計画に基づいて建築物30%削減という目標にしている中で、図書館整備を含めた公共施設の集約化も課題と答弁されております。

私は、図書館検討委員の皆さんの観点と必ずしも一致するのではなくて、学びとつながるところとの複合化ということで、限定的な複合化ということではなくて、もう少し多面的に考えているものですから、この答弁を率直に受け入れると、現状では複合化は極めて難しいという立場なのかどうか、その辺をお答えいただきたいと思いません。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 教育委員会として、施設としての複合化は難しいと考えております。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 私が言うまでもなく、図書館の複合化の目的として、一つ目は、複合化によって建設費や維持管理費の節減ができること。

当然、少人数での管理の運用だとか、共用施設部分の建築面積の削減との効率化が図られると思います。

二つ目、図書館をどこに建てるかまだ決まっておりますが、図書館用地の確保ということを考えると、図書館だけで利用するのではなくて、用地を多目的に、複合的に利用できるというメリットがあるのだろうと。

三つ目、教育長の立場と私が先ほど言った学びばかりではなくて、まちづくりで地域の活性化を目的とするならば、図書館が複合化の中心という役割を期待できるのだろうと私は思います。

複合化によって、図書館以外の必要な機能が1か所に集中することで、町なかに入りの流れをつくったり、また、同じ施設の中に入っている施設で共同して、いろいろな企画で催物を実施したりすることによって、当然、図書館の利用者が増えてきて、読者へのアプローチも期待できるかと思えます。

こうした観点から、もちろん複合化をすることが目的ではなくて、町民が町なかで公共的機能の集約されたところに出て行って、そのことによって町民の皆さんの利便性が図れると。

そのような意味で、せつかくの機会ですから、多少時間をかけても図書館をどのようなものとの複合化ができるのかという可能性、その必要性を見極めることが大事ではないのかと。

基本構想の中では、今後の整備の年次ということはまだ示されていませんから、私も分かりませんが、教育長としては一定のタイムスケジュール的なものが頭の中にあるかと思えます。

それが、例えば、1年延びたとしても、

今、私が申し上げたようなことで、果たして本当に複合化ができないものなのかどうか、時間をかけてそのような検討をしてほしいなと私は思いますが、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 複合化の関係でございますが、1回目と先ほど私からお話をさせていただきましたが、これは町が事業主体となって、町が建てる建築物との複合化というのは、今の計画を見ると難しいということでございます。

また、そのような中で、私どもとしては機能の複合化、こちらについてはこれからも検討を進めていくとともに、ぜひ取り入れていきたいなと思っております。

さらに、建設時期、建設場所のこと、こちらの基本構想にもありますけれども、今後も引き続き課題等については、委員会の中でも検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） この質問をするに当たり、全国、特に都市部を中心に図書館と複数の複合機能を有する施設というのは、インターネットで調べるとたくさんありました。

例えば、調べたもので紹介すると、岩手県紫波町というところに、図書館と教育長の考え方にやや近い情報交流館、機能とは別にマルシェ、子育て応援施設、それに商業テナントが複合したオガールプラザというかなり多機能の複合化した公共施設があります。

それから、この整備検討委員会の中でも視察予定地に挙げておりました、道内では室蘭市の図書館。

ここは環境科学館と一緒に複合化、ここも教育長がおっしゃるような学びという意味では、教育長が考えられているような複合施設なのだろうと思ひますね。

あと、最近になって、隣町の津別町が、図書館と地元スーパーを今の大通りのところに建て替えて、整備するといったことが決定したと新聞で報道されておりました。

ですから、図書館の本来の目的からいうと、学びということにより近い機能と複合化するということが望ましいのだろうと私も思ひます。

今後、必ずしもそのようなことだけではなくて、まだ町の計画で具体的な年次にはなっておりませんが、例えば、保育所2か所がかなり老朽化して子供の減少によって統合するとか、図書館より先になれば、そのようなこともあると思ひます。

先ほど言った複合化によるメリットということを総合的に考えたときに、町が他の公共施設と複合化することについて、私はもう一度時間をかけて、果たして本当なのかということの検討をしてほしいなと。

あるいは、いろいろ検討した結果、複合化できないという場合、先ほどの答弁で図書館単独ということもあり得ると。

ちょっと思ひしたのは、隣の北見市が市役所問題で非常に混乱しているときに、多分経済の伝書鳩か何かだと思ひますが、元の市役所の前に大きな公園があって、道路を挟んでもう1か所、小公園というのがあったのですね。

あそこの道路の上に、市役所を凱旋門のように建てて、そしたら、現在建っている日赤のところが使えるでしょうという大胆な発想をした提案記事が載ったときの記憶がよみがえってきました。

町民の皆さんが1か所に行って、いろいろな機能、用事を足せるという意味で言えば、できるかどうかは別にして、私の勝手な思ひですが、例えば、しゃきっとプラザの駐車場は駐車場を使って、その上に図書館を建てるということが可能であれば、庁舎建設中に使っていた憩いの家の職員駐車場の部分を、道の許可を取って用地買収

すると。

単独の場合であっても、コンパクトシティということで考えていくと、公共施設をこの周辺に集中するようなことが設計的にできないのかどうか、そのようなところまで大胆に発想して、図書館ということも町民の皆さんにしっかり議論していただくべきではないのかなという強い思いがあります。

ぜひ、複合化の対象になるものがあるとなれば、先ほど申し上げたようなことでもう一度見直して、前倒しをしてできないのかどうかといった観点あるいは単独の場合でも集合させる。

以前は、町のいろいろな公共施設が分散していることで、町民の利便性は非常によくないという町民の皆さんの声も聞いておりました。

せっかく建てるのですから、そのようなことが本当にできないのかどうかも含めて。

私自身はこの図書館整備に非常に強い関心を持っておりますので、教育長だけでなく、町長も含めて、私の提案についてそれぞれの考え方があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 先ほど、教育長から複合化は難しいとはっきりお話しさせていただきましたけれども、町の他の施設との複合化は難しいというのは、建てるだろうという部分での施設という意味で御理解をいただきたいと思います。

教育長の立場では、複合化については十分に検討委員会の皆さんにも伝えてありますし、複合にしても、単独にしても、やはり今までの発想にないこと、提案いただいたようなことも含めて、しっかり考えなければいけないのかなと思っています。

ですから、公共施設をなるべく同じようなところに集合させる方法もありますし、それから、今は公共用地の中でそれを購入

してもいいという選択もあれば、いろいろなことも考えられます。

時期をいろいろ考えてもいいのではないかということ言えば、これからも一つの期間の中で、それぞれの施設の改修や統廃合も含めて、そのような空いている土地とか、これから集約していかなければいけないようなことでの土地も考えると、先ほど多面的なことで、オール役場といったらおかしいですけど、今、部長以上でいろいろ協議をしています。

そのような中で、町民にとって、それから、これから50年、100年を見たときの町の公共施設の在り方も含めて、皆さんに早い時期にいろいろ御相談できればと思っていますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 今の用地の考え方等については、町長から御答弁いただいたとおりでございます。

私としましては、今年つくりました基本構想でも、誰もがいつでも集える魅力的な図書館をコンセプトとしております。

現在の図書館は築44年でございます。

今度、図書館を整備すると、やはり40年、50年と使っていくわけでございますので、本当に使いやすい施設、どのようにしたらいいのかということは今後もなお一層検討していければと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 町長からも多面的に、私がいろいろ提案したことも含めて、私もすごい奇抜などんでもない発想を出しましたから、そのような考え方もあるのだということを押さえていただきたいと思っております。

私は、図書館整備というのは多くの町民も望んでいることで、非常に期待もしていますが、まだ残念ながらこの基本構想の中

には、年次までは示されていないのですよ。

教育長の立場で、今の時点でおおよそいつぐらいの完成年度、そのとおりになるかどうかは別にして、ここぐらいを目標にしたいというものがお答えできるのであれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 建設の関係でございますが、令和元年度の定例会で、町長から「町長の任期中に着手する」と答弁いただいたところでございます。

着手するという意味合いは、基本構想、基本計画を行うということで、今現在進めているところでございます。

その後につきましては、まだお話できる段階ではないのかなと思っておりますが、また、あらあら固まった段階で議会の皆さんに対して、速やかに御相談させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） そう言えばそうでしたね、任期中にと。

そうすると、この計画で見れば一応基本計画までは今年度。

コロナの関係で視察には行かれてないようなお話もちらっと聞きましたけれども、まとめられて、基本計画を発注するのは、平野町長の任期中に発注されるのか、選挙後になるのか、その辺、問題がなければ、町長に答弁いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 基本計画の関係でございますが、今現在、整備検討委員会の皆さんと教育委員会とで、直営で基本計画はやっているという状況でございます。

○11番（上杉晃央君） 以上で終わります。

○議長（大原 昇君） これで、11番上

杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は14時15分といたします。

午後2時 5分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） [登壇] 私は、既に通告しております2点について、順次質問をいたします。

1点目、無加温ハウス野菜栽培への取組について、お聞きいたします。

従来、大変寒いこの北海道では、冬季野菜栽培はハウスの施設費、暖房費など、他の都府県と比較して過重負担を伴うことから、なかなか普及しておりません。

輸送費をかけて、本州産の野菜を冬の間は利用しなければならないと、そのような状況でございます。

加えて、今日の脱化石燃料の課題を考えた場合に、農業を基幹産業とする美幌町において、冬季無加温のハウス野菜栽培を積極的に検討すべき課題と存じますが、次の2項目についてお伺いいたします。

一つ目は、美幌町の冬季ハウス野菜栽培状況についてであります。

冬姫の栽培状況を含めて、美幌町の冬季ハウス野菜等の栽培状況と課題について、お伺いいたします。

二つ目は、冬季無加温野菜栽培の課題と支援策についてであります。

冬季無加温野菜栽培の普及のために、栽培技術の取得・研修、ハウス構造の強化、市場開拓・確保などの課題をクリアしなければなりません。

美幌町が力を入れている新規就農者の受入れ確保・拡大にとっても、重要な課題であると考えます。

みらい農業センターを持つ美幌町が、道

内の先頭に立って課題を克服し、普及に当たるときだと考えますが、いかがでしょうか。

大きな2点目は、国民健康保険税均等割のいわゆる子供均等割減免制度についてであります。

一つ目は、国民健康保険税の子供への課税についてであります。

国民健康保険制度は、職場の健康保険（健康保険組合や共済保険組合等）に加入している人や生活保護受給者、後期高齢者医療制度の対象者を除く、農業や個人経営者、失業者、退職者、パートやアルバイト従事者など全ての人が対象となります。

従来から加入者の大部分が低所得者である上に、保険税負担が重いと指摘をされてまいりました。

今日のコロナ禍で保険税の負担軽減を求める声は、これまで以上に広がっています。

とりわけ、赤ん坊や小中学生、高校生など全く収入のない子供にも大人と同等の課税である均等割は、古来の人頭割と同様であり廃止すべきと、このような声が多く、近年の少子化を背景に全国的に子供均等割減免制度が広がっています。

美幌町も近年の急速な少子化の進行に対する町長の子育て支援アピールとして、国民健康保険基金を活用した18歳未満の子供均等割減免制度を制定すべきと考えますが、いかがですか。

二つ目は、子供均等割減免制度制定についてであります。令和4年度から、国により未就学児に関わる均等割額の5割が減額されておりますが、美幌町が18歳未満児の均等割を全額免除した場合の町の税負担額は幾らになるのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

無加温ハウス野菜栽培への取組について。

初めに、美幌町の冬季ハウス野菜栽培状況についてであります。美幌町は国産アスパラガスがほぼ皆無となる冬期間生産方式のアスパラガス伏せ込み栽培に平成24年度から取り組んでおり、良好な食味と極めて高い希少価値から、市場や消費者から高い評価を得ております。

また、平成26年度からは「冬姫」の商標でJAびほろから販売され、大手百貨店で取扱いされているほか、ふるさと納税返礼品としても高い人気を得ており、町を代表する特産品に成長しているものと認識しております。

令和4年度における栽培戸数は8戸で、栽培株数は過去最多の2万1,500株となっており、過去最多の生産量となった平成29年度を上回る生産量を当年は見込んでおります。

なお、道内におけるアスパラガス伏せ込み栽培は、現在、檜山管内の厚沢部町と美幌町の2町が主要産地として位置づけられておりますが、生産者戸数では、現在、美幌町が道内最多となっており、安定した出荷量、出荷期間が可能な産地としてさらなるブランド化を図ってまいりたいと考えております。

一方、アスパラガス伏せ込み栽培は使用する根株の生育状況によって収量品質に大きく影響することから、根株の安定生産技術の開発を継続課題として取り組んでまいります。

なお、美幌町におけるアスパラガス伏せ込み栽培以外の冬季栽培作物についてJAびほろに確認したところ、現在の取扱い作物はないと伺っておりますので、御理解をお願いいたします。

二つ目の冬季無加温野菜栽培の課題と支援策についてであります。ビニールハウスを利用した冬期間における無加温野菜栽培法の研究は、道立上川農業試験場などの

研究機関で平成25年度より開始され、ハウスの骨組みを二重構造化し、屋根のビニールを空気膜タイプにして、さらには、作物の上にアーチ状のパイプを設置し、トンネル状にフィルムを被覆する厳重な保温対策で、暖房を使わずに野菜を栽培する方法となっております。

農業試験場では、これまでに最多で8種類の葉物野菜の試験栽培に取り組んだ経過があり、中でも、コマツナやチンゲンサイについては、収量、品質とも良好な試験成績が得られております。

しかしながら、道内のいくつかの地域で導入されている冬期間無加温野菜栽培の多くは、特産品のトマトなどを9月頃までに収穫した後に、新たに葉物野菜を播種して1月から2月に収穫する作型であり、美幌町の営農体系に当てはめた場合、9月から10月は地域基幹作物の収穫作業や秋まき小麦の播種作業と重複することから、冬期間栽培の葉物野菜導入は現実的ではないものと考えております。

また、葉物野菜を新たに地域基幹作物として推進するには、市場性や有益性、栽培方法の確立などをJAや普及センターとともに検討し、生産者の方々の意見を伺う必要があると考えておりますが、現段階では新規就農者も含めた生産者からの栽培意向は確認されておられません。

一方で、美幌町は初めに御答弁いたしましたとおり、冬期間の農業所得確保と希少価値の高い特産品の定着化を図るため、アスパラガス伏せ込み栽培に取り組んでおり、美幌町独自の早期出荷体系による繁忙期を回避した栽培方式を導入していることから、基幹作物のビートやタマネギの翌年春の播種、育苗作業と重複することがない作業の効率化も図られております。

これらのことから、現在の美幌町における冬期間野菜栽培の取組は、アスパラガスに特化した栽培技術の開発やJAと連携した支援策の検討が効果的だと考えておりま

すが、今後も地域の営農体系を十分に考慮した中で、生産者や関係機関の御意見を伺いながら、有望な新規作物の調査研究を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、国民健康保険税均等割の子供均等割減免制度についてですが、国民健康保険制度につきましては、平成30年度に財政の責任主体を都道府県に移行し、北海道と道内市町村が一体となって、国保財政の安定運営を図ることとされております。

1点目の国民健康保険基金を活用した18歳未満の子供均等割減免制度を制定すべきとの御質問ですが、北海道では国民健康保険運営方針において、令和12年度に被保険者の負担の公平性から、道内どの地域にお住まいでも、所得水準、世帯構成が同じであれば保険税も同じとなる全道統一保険料率の導入を目指しております。

そのため、本町が独自に減免制度を設けることは難しい状況と考えております。

また、本町では、今年度から運営方針に基づいて、課税方式を三方式に見直して資産割を廃止しましたが、その減収分を所得割の税率を引上げて確保するのではなく、国保基金を活用して対応しております。

国保基金は、北海道に納める納付金の不足額に対する調整財源、今後の統一保険料率の導入に向けて生じる負担や激変緩和措置に対する財源として活用したいと考えており、国保基金を活用した制度の拡大は慎重にすべきと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

しかしながら、子育て支援の観点から子育て世帯の負担軽減を図っていくことは、本町としましても非常に重要なことであると認識しております。

今年度から実施されます子供に係る均等割額の減額は、かねてから全国知事会など関係団体が行ってきた要望や提言が制度化に結びついたものです。

この制度には、地方創生の観点や地方か

らの提案を踏まえ、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら議論するとの改正時の附帯決議もありますので、本町におきましても制度の拡充に向けて引き続き要望してまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

二つ目の18歳未満児の均等割を全額免除した場合の税負担額ですが、今年度課税で試算した結果、概算で910万円との見込みでございます。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 再質問をいたしたいと思います。

一つは、冬季無加温ハウス野菜栽培への取組の課題であります。

御答弁にもありましたアスパラの伏せ込み栽培、私も関心がありまして、当初から推移を見詰めてまいりました。

「冬姫」と命名されてからもう10年を経過しているということで、なかなか伏せ込みの根株の造成と申しますか、それが大変だと。

大変な苦勞をされて今日まで来て、ようやく過去最高の段階に今あるということについては、大変うれしく思います。

美幌町の農業への取組の一端を象徴的に示している、また、美幌の一つの特徴を表しているという点でも、今後も大いに期待をしたいと思っております。

同時に、JAで取り組んでおりますタマネギだとか、ニンジンだとか、アスパラ以外の野菜については、大変規模が小さい農家に取り組んでいます。

その団体の中心的な方が、美幌町の野菜生産農家はこのままではいなくなるのではないかと、非常に展望が見えないと、常々口にされているという状況にあります。

あわせて、まだまだよく知られていないのですが、昔から野菜などは、一里四方の

ものを食べよう、あるいは四里四方で生産されたものを食べようとか、近郊でとれたものを食べようということわざなどもある状況なのです。

農業を基幹産業としていても、地元で生産されないことによって、長い流通の果てに店頭には並ぶもの。

特に、冬はほとんどがそうだという状況をしっかり押さえる必要があるのではないかと。

もう一つは、夏にも地元の生産がほとんどされなくなる。

このような可能性を秘めているということを経長いスパンで見ていく必要があるのだろうと思っています。

それで、時間とともに野菜の栄養価がどんどん落ちていくというデータがあります。

長い時間をかけて店頭には並び、消費者の口に入ると申すことは、実は栄養価が落ちた野菜を食べなければならないということになって、地元で生産されないということになると、大変ロスが多いということを示していると思っております。

ここに、三重県の農業試験場で示した20年前のデータがございます。

温度とともに差が出てくるのですが、例えば、夏場の店は、野菜が並べられているところの室内温度は25度程度。

そうすると、総ビタミンCでいくと、収穫して1日で栄養価は3分の2に減ると。

12度なら2日間で3分の2に落ち、3日で2分の1になりますと。

夏場で言えば、3日で栄養価は3分の1になってしまうということになって、近場で野菜が取れないということになると、大きな損失が出てくる。

逆に言えば、美幌町内で約1万8,000人の人口を養うため、夏でも冬でも一定の野菜量を確保するというのは、やはり行政の責任も含めて目指すべき道なのだろうと思っております。

しかし、簡単に野菜農家が増えないということは、夏場も含めて十分な経営にならないということで、どのようにして収入を増やすのかということが問われていると私は思うのです。

大規模な農家を対象として、生産計画が主に立てられているということで、JAの方針の中には小規模農家を育成するというのは、多分路線としては重点が置かれていないと思うのです。

将来の美幌町民にとっての野菜ということも含めて、現在進行過程の野菜生産に対して、町長はどのように認識しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、近郊でとれたもの、地域でとれたものを、野菜に例を挙げてお話をいただきましたけれども、お話いただいたことは私も理解しますし、そのとおりだと思います。

ただ、そのことが経済活動と連動している部分があったときに、今、美幌町では、大規模農家を中心に動いていて、実際にはそれぞれ大規模農家であっても、自賄いの野菜をつくったり、いろいろなことをして、また、それが地域に回ってきたりする部分も含めてありました。

それが、どんどんなくなりつつあるという部分については、非常に残念という言い方もおかしいのですが、時代の流れなのかと思っております。

美幌町民が食べる野菜を確保するということに対して、先ほど長く置くと栄養価が下がるという部分においては、それはそうかもしれません。

ですが、そのような野菜を確保することは大切なことだと思うのですけれども、それを全て自賄いのものとして確保しなければいけないというのは、時代とともに全てそれができるかどうかというのは、私は難しいと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さ

ん。

○3番（大江道男君） 私は、町長に諦めてほしくないなと思います。

それで、無加温のハウス栽培というテーマで議論をしたいのですけれど、農協のデータの中では、冬の野菜を栽培しているというデータがないよということで、やはりそのとおりだと思います。

今年で4年目になるのですが、私が今、寒締めハウレンソウをやっているのは、大変おいしいものができる。

寒さが全道でもトップクラスに早いので、その結果、冬姫と同じように、12月の頭で収穫ができるのですけれども、そのときにもう既に全道各地の寒締めハウレンソウは流通し始めています。

それで、元気村でできたものの糖度を測って見ましたら、12%あるのです。スタート時点で大体そのくらい。

ところが、全道各地のものは10度に満たないのです。

だから、そのような点で寒さを考慮した場合の有利性は一つあると。

ただし、先ほど申し上げましたけれども、流通してきて何日か置いたものと取りたての地元産は、何ら有利性はないのです。価格の上では、有利性はないと。

多分、冬姫何かも最初のうちは大変苦労されたことが幾つもあると思うのですけれども、認知度やその価値をどう認めてもらえるかというようなことを考えた場合、なかなか簡単に1年、2年、3年で定着することにはならない状況です。

名寄の話では、6年間本当に大変だった、ようやく今、安定してきているという状況で、取り組んでも簡単にはいかない。

しばれの問題も簡単にはクリアできませんけれども、やる価値はあるなと思います。

9月4日、無加温で野菜、低コストでつくろうという上川農試の取組が道新で発表

されました。

エアハウスを設置したら、もう少し管理は楽になるのだろうと思いますが、価格を比較すると、従来型のハウスでいえば、3間半の間口で奥行き30間、54メートル、6メートル30の54メートルで200万円しますよと。

それに対してエアハウス、積雪荷重なども含めて、今、提案されているハウスですが、これは350万円かかりますと。

1.75倍ぐらいかかるということで、今、ハウスを使っておられる農家さんは、とてもそんなのは買えないというのが実態です。

古い骨材を集めて建て替えることで必死になっているということなのです。

このようときに燃料高騰などを原因として、エアハウスなどに建て替えるという補助制度はあると思うのですが、担当部としてはどのような補助制度があるか、御承知でしょうか。

○議長（大原 昇君） みらい農業課長。

○みらい農業課長（午来 博君） 御質問にお答え申し上げます。

まず、先ほどお話がございました野菜の地産地消の関係について、少しお話をさせていただきます。

現在、JAびほろの野菜直売所では、一昨年の数字でございますけれども、作物数で約100種類、商品アイテム数で200数十種類の地元野菜が販売されていると伺っております。

このことは、美幌町農業の豊かさと存在力の高さを示すものと考えておりますので、生産者の方々の耕作意欲や消費者ニーズを考慮して、今後もJAや普及センターと連携して、各種作物の生産販売の支援体制の在り方を検討してまいりたいと考えております。

また、今、お話のありました冬季無加温ハウスの関係でございますけれども、議員がおっしゃられたとおり、また、町長の答

弁にもありましたとおり、道立上川農業試験場で開発されて、地域に広がっている技術でございます。

ただ、町長の答弁とも重複しますが、本町農業に当てはめたときに播種時期、収穫期間が残念ながら全くマッチしないという状況からすると、普及推進は非常に難しいのかなと思っています。

また、何より新規作物を導入するという考え方の観点で申し上げますと、これも重複しますが、まずは、地域の現状の営農体系と競合することのない仕事の体系が実現できるかどうか、現状の労働力で対応可能かどうかということから始まり、その作物の市場性や希少価値、収益性あるいは荷物の入出荷の拠点、流通体制、代金精算の体制、そして、取引先の信用を得るための一定期間に一定量を出荷することが可能な規模というものが挙げられます。

そのような部分では、複数戸の生産者の栽培が可能かどうかということも、新規作物の導入には必要な大きな要素かと考えております。

それで、ハウスの関係でございますけれども、非常に高騰していて、今後もさらに高騰が続くと言われている中で、当方では補助の状況を確認している部分はございません。

ただ、ハウスでの無加温栽培の関係で、議員がおっしゃられた新聞記事のお話をさせていただきますと、本町でもし導入することが可能であると考えれば、町長の答弁にもありましたとおり、チンゲンサイやコマツナがそれに該当するかなと思っています。

それで、本町で取組をさせていただいて、議員からも規模拡大のお褒めの言葉もいただきましたけれども、伏せ込みアスパラガスとコマツナ、チンゲンサイの100坪あたりの収益性を比較したときに、伏せ込みアスパラガスの現在の収益性を100%とするならば、コマツナの収益性は2

1%、チンゲンサイの収益性は38%と大きく下回るというところです。

収益性としても、先ほど町長からの答弁にもありますとおり、作業体系、そして、美幌町の気象条件を生かした栽培体系にマッチするという部分でも、本町においては伏せ込みアスパラが合っているというところでございます。

また、空気膜フィルムを設置しての無加温試験というのは、みらい農業センターでも数年やったことがありますけれども、なかなか難しかったというところでは、冬の寒さあるいは風の強さに適応するのが難しいと思っています。

以上となりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） いかにかいもののができたとしても、それが定着する、普及するというまでには、相当な苦勞が避けられないということは、身をもって体験しております。

そのような意味でも、今まで取り組まれた努力に対しては、本当に頭が下がる思いでおります。

ただ、長い先を見た場合に、それから、エネルギー価格の高騰は一時的なものではないということを考えたときに、みらい農業センターに情報が集まっていることはよく分かっておりますが、ぜひ、広く情報を提示していただければと思います。

多分、私の感じで言えば、大規模な農業が必要なと同時に、地域住民にとっての食前をにぎわす野菜生産も一定程度必要になっていると。

ここの普及のためには、相当時間を要するのではないかと思います。

それと、冬季無加温ハウスは、大変高いということは分かりますが、従来型の二重ハウス、一重のハウスなども使って、似たような取組がごく小さな範囲ですけれどや

られているのです。

冬の間は成長が止まりますけれど、冷蔵庫に入ったような状態で足踏みをして置いて、春早くに成長を始めるということは、ハウレンソウもそうですし、コマツナでもそうですし、その他の葉物野菜でも結構あるということは見えています。私も確認しております。

そのような点で言えば、まだまだ冷や汗をかきながら試行錯誤を重ねていく必要があると思います。

エアハウスだけしかないとも申し上げません。

従来の各農家が持っている二重ハウスあるいは一重のハウスでも、冬の始まりあるいは春早くに葉物などを生産することは、やり方によっては可能性があると思かにはにらんでおりますが、そのような情報が得られ次第、私も提供したいと思ます。

いずれにしても、美幌町民にとって農家が非常に身近な存在だと、おいしいものが手に入る町だということを売りにできるような、将来に向けての御努力をぜひ続けていただければと思います。

なお、個人レベルでエネルギー高騰を理由に無加温ハウスを導入したいという場合に、施設園芸エネルギー転換促進事業というのがあります。

国と道の補助金が2分の1、来年度も継続するかどうかは振興局でも分からないということですが、多分予算措置をされるだろうと思ますけれども、無加温のパイプハウスなどは当然対象になります。

地域づくり総合交付金、道の単独事業で2分の1もあります。市町村などがどう考えるかによって、事業の採択・不採択が決まるということで、単独の農家がこれを単独で使うことはできないという条件がついています。

これらも含めて、いろんなパターンで地元の野菜の生産振興をどうすると。

あるいは、消費の問題、流通の問題、そ

れらも含めて、ぜひ、もう一步積極的な取組を期待いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

国民健康保険税の均等割の減免の問題であります。

これは私、以前にも取り上げてまいりましたが、ようやく地方の声を反映して、未就学の子供たちに対して国が2分の1、都道府県が4分の1ずつ負担するという制度が始まって、少しは前進しているということは、承知しております。

しかし、町民から人頭税でしようとして指摘されているということは、まだ免れないのですよね。

私も人頭税について調べてみたのですが、古代ヨーロッパなどで奴隷だとか、そのような人たちの頭一人一人に対してかけていく。

日本でも、琉球の税制度の中で、中世から明治三十何年ぐらいまでは、人頭税がかかれていたということです。

しかし、さすがに沖縄でも赤ちゃんにはかけていないのです。

働く能力を持って、税の負担能力があるとみなされる15歳以上に対して税をかけると。

ところが、均等割については、オギヤーと生まれた途端に、大人と同じだけ税を掛け、負担させると。

これは、前の議会でも、美幌町の出生率の低下が大変進んでいるということで、それとの関係もあって、再度、私は取り上げています。

18歳未満は高校卒業までで、アルバイトをする子はいても、ほとんどが就労していない。

その子供たちの頭割で掛けるというのは、やはり問題だということで、今回の国の措置以前に、様々な形がありますけれど、全国の市町村で均等割減免制度がつけられていると。

町としてもつかんでいるのではないかと

と思いますが、その状況について御報告いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（佐々木 齊君） 御答弁申し上げます。

今、議員おっしゃいましたように、未就学児の均等割額の減免につきましては、今年度からスタートしておりますが、制度が始まる前から北海道では旭川市が18歳未満で導入しており、そのほか、全国で30団体ぐらいが導入しております。

その後、順次、道内でもちょっと数字がはっきりしなくて申し訳ないのですが、広域連合とか、4団体ほど導入しているという状況になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） その程度かなと。

2年前の数字ですけれど、全国、旭川市も含めて29の市町村が実施しているというデータはつかんでいます。

その後も進んでいるという話は耳にはしているのですが、今日の昼まで待ったのですが、データとしてはなかなか手に入らないという状況がございます。

幾つか進んでいることは確かだと思います。

そこで、私は少子化あるいは出生率がどんどん下がっているということに対して、町としてどうアピールをしていくのかということの一つとして、子供均等割の減免制度を急いでつくる必要があるのではないかと。

大部分の市町村がやって、その後、美幌町もそれではということではないのではないかと考えています。

私がこの時期に取り上げたのは、町長はまだ来年春の選挙への立候補の意思を表明されておりませんが、私は立候補されるだろうと楽観視しているものですから、そのような点でも、大いに町民の中で少子化対

策がどうあるべきだというスローガンを前面に掲げていただければと。

そのうちの一つに十分値するものではないかと思っています。

それで、御答弁の中でありましたが、令和12年度には都道府県に一本化されるといって税の問題がありまして、その中であっても、働いていない子供たちに均等に税をかけるというのは、どの時代を経過しても絶対に納得のいかないものだと、私はそう思います。

したがって、はっきりとこれは減免制度によって救済を図る必要があると。

そのことで、積極的に我が町で子育てをしていただきたいということをお願いすべきではないかと思ひまして、今回、取り上げているということでもあります。

9月議会に示されました国保基金の年度末見込みが、1億4,361万2,000円という金額でございます。

それで、18歳未満児の均等割を全額免除した場合の税負担が、概算で910万円ということで、十分に他の制度に対して影響は与えないで、減免制度を策定することができるということで踏み切っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 戸籍保険課長。

○戸籍保険課長（佐々木 齊君） 御答弁申し上げます。

ただいま大江議員から、18歳未満の方の均等割額を減免しても910万円ではないかというお話をいただきました。

先ほど町長の答弁にもございましたが、現在、令和4年度に国民健康保険税の課税方式を見直しまして、資産割を廃止しております。

その資産割の廃止に伴いまして、3,000万円ほどの減収となっております。

それに、現在、平成30年度の都道府県化から始まりました納付金制度におきまして、北海道は6年間、激変緩和措置を実施しております。

これが令和6年度で終了する予定となっております。

また、標準保険料率というのが毎年示されておまして、現在、美幌町は平成30年度の都道府県化から所得割の税率案分率を以前のまま据え置いておまして、そこには差がございます。

それらを国保基金とかで不足分を穴埋めするというところで試算したところ、令和12年度に予定しております統一保険料率の導入より前に、国保基金を消費するという見込みとなっておりますので、御理解いただきますようお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 令和12年度までは、まだ相当の時間がありますよね。

それで、全国的に子供の均等割は不当なものだという世論形成がずっとされてきて、ようやく国が未就学児に限ってということで、開始したものなのですよ。

だから、地方の声はまだまだ小さいけれども、無力ではなかったということなのだと思うのです。

やはり、全く筋が通らないという論立てをあらゆるところでしていけないといけません。

町長が叫んでいるだけではできないだろうし、私が叫んでいるだけでは通っていかないということで、高校生以下の扶養家族に均等に税をかけるというのは古来なかったのだぞと、奴隷を除いてなかったのだぞというようなことも含めて、大いに各種の場所で声を上げていく必要があると。

何でこのような制度にしているのか、ここのだと思ひます。

ぜひ、方向性は腹に置いた上で、進めていただきたいと。

全国29市町村の子供の均等割の中身を見てみますと、美幌町の学校給食と似たようなことも結構あるのです。

第三子以降無料にしていこうとか、それ

も一つの方法なのだと思うのですが、やはりおかしいものはおかしいという声を上げることによって、変えていくことができるのだらうと思います。

旭川のように、第1子から含めて減免をと言いたいところですが、どうしてもそれぞれの財政事情があるのであれば、どこからならスタートできるかということも含めて、私はのろしを上げていただきたいと、メッセージを発していただきたいと、今の時期なのであえて申し上げたいと思います。

町長選挙に再度立起されるものということを私は想定して、その分も含めて問題提起をしたいと。

あるいは、全町民的にこのことを話題にする必要があるのだらうと。

税制度の中に、古い部分が含まれているということのアピールもぜひ、していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、大江議員から少子化対策として美幌町で子供均等割という話については、ちょっと難しいというお話をさせていただきます。

その中で、今まで皆さんがやはりおかしいよと言ってきたこと、そのおかしいことにしっかり声を上げるということに対しては、私も同感であります。

ですから、給食について何でやらないのだという話の部分でいくと、私はやはり国がきちんとやるべきだと。

ですから、先ほど人頭税の話をしていただきましたけれど、本当におかしいというか、今のそれぞれの立場でおかしいことはおかしい、制度的におかしいということについては、しっかり声を上げていきたいと思えます。

町民の方々、それから、全道的にも考えを共にしていただける方がいらっしゃれば、一緒に引き続き声を上げていきたいと

思います。

○議長（大原 昇君） これで、3番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は15時20分といたします。

午後3時11分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） [登壇] 私は、さきに通告いたしました2点、4項目について質問をいたします。

まず1点目、峠の湯びほろについてです。

一つ目、峠の湯びほろの魅力化についてです。

平成8年に開設された交流促進センター峠の湯びほろは、今では町内唯一の温泉施設として、コロナ禍においても交流、憩いの場所、健康づくりや心のリフレッシュの場として、多くの町民から支持されており、町内施設の中で利用者が最も多い施設であると考えています。

峠の湯びほろの魅力である強いジェットバス、薬湯、2種類のサウナなど、町が管理する温泉施設としては充実している温泉だと思えますが、平成8年の開設以来、頻りに利用していただいている方々からは、電気風呂を設置してほしいという希望があります。

維持管理費も増加傾向にあると思われませんが、腰痛や肩こりにも効果があると言われており、町民の健康づくり、お客様増加や満足度アップのために、電気風呂の設置の検討について、町長のお考えをお聞かせください。

二つ目、峠の湯びほろに太陽光を利用した熱利用についてです。

東日本大震災以来、ソーラーパネルで発

電する方法が加速し、町内でも多くのソーラーパネルを目にするようになりました。

太陽光でお湯を沸かす方法は安価で熱効率もよいとされています。

冬場の問題もありますが、現在のような燃料費の高騰、また、脱炭素社会の確立に向け、峠の湯びほろにソーラーシステムを取り入れる調査研究について、町長のお考えをお聞かせください。

2点目、交通安全についてです。

一つ目、信号機の撤去について。

大正橋から道道122号に向かうT字路の交差点にあった信号機が撤去されました。

北見端野美幌線を通って北見方面に行く交通量が多い中、以前より危険になったのではないかという町民の声も聞きます。

信号機の設置基準については、公安委員会であることは認識していますが、信号機の撤去に際して、町に何らかの相談、報告はあったのか。

また、相談、報告があったのであれば、理由は何だったのか。

さらに、交通安全に対して町民挙げて取り組む美幌町としては、安心安全な交通環境を整備するため、信号機の設置要望等を行うべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

2点目、踏切の雑草についてです。

国道39号美禽橋付近から道道122号に入ったJRの踏切は、夏以降になると雑草が伸びて、一時停止をしても見通しが悪く、遮断機がおりていないときには一時停止をした後、勘で渡るような状態になっており、夏以降、草が枯れるまで続いております。

維持管理はJR北海道とは認識していますが、このままでは大変危険であり、町としてJR北海道に対して適切な維持管理の要望等を行うべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上、2点お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁いたします。

初めに、峠の湯びほろについてですが、峠の湯につきましては、平成8年12月にオープンしてから25年が経過し、施設の老朽化が進んでいるのが現状であります。今年度は小破修繕に加え、福祉風呂介助用リフトの設置修繕を実施し、施設環境の改善に努めているところであります。

一つ目の電気風呂の設置につきましては、他の浴槽から区画されたものが望ましいことや浴槽に電極を設置する際の配管設置など、改修するに当たって費用対効果を含め、難しいと考えております。

二つ目のソーラーシステム導入に関する調査研究についてですが、屋根に設置する場合は施設の耐久性が懸念されるとともに、敷地内に設置する場合は利用者に支障が生じないように設置スペースを確保する必要があると認識しており、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、交通安全について。

初めに、安心安全な交通環境の整備につきましては、交通安全の推進にとって欠くことのできないものであり、これまでも警察や道路管理者、交通安全推進団体等と連携を密にしながら取り組んでおります。

質問のありました一灯点滅信号機につきましては、令和元年に警察署から一灯点滅信号機の老朽化、災害に強い交通環境の確立のため、一灯点滅信号機を撤去し、一時停止標識を設置したいとの提案があったことから、美幌町交通安全推進委員会や関係自治会にこの提案について説明をした上で、令和2年1月に交通安全推進委員会より、定周期信号機の設置を求める要望書を提出しております。

この要望書に対し、美幌警察署からは、渋滞は慢性的なものではないこと、定周期信号機を設置することで北見市から大正橋方面に右折する車両による渋滞が懸念され

ることなどから、定周期信号機の設置は困難であり、一灯点滅信号機を撤去し、一時停止標識の設置が妥当であるとの見解が示され、令和3年10月に撤去されております。

撤去後におきましては、通常の一時停止標識に加え、通常のL字型の支柱の上に大型の一時停止標識も設置されるなど、交通安全推進委員会の要望も反映した対策を講じていただいているところであります。

このことから、改めて要望書を提出する考えは現在のところございませんが、引き続き美幌警察署や美幌町交通安全推進委員会など、交通安全に関わる全ての団体と連携、協力しながら、交通安全の推進にしっかりと努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、踏切等の安全確保については、日頃よりJR北海道様において実施されておりますが、加えて、ふだんから踏切を渡られている町民の皆様の視点でこそ気づくこともあり、これらを町に報告いただいた場合には、速やかにJR北海道様に連絡をし、迅速に対応いただいております。

御指摘のありました踏切につきましても、町で現場を確認の上、連絡をし、草刈りを実施していただく予定となっております。

今後も連携、協力しながら、特に安全管理につきましても、引き続き迅速に対応していただくよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、峠の湯の電気風呂についてから、再質問をさせていただきます。

町長、電気風呂というのは御存じでしょ

うか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） はい、理解しております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 前回の質問のときにちょっと口走って、議長に止められるということがありましたけれども、この峠の湯に電気風呂をとという要望は、今に始まったことではなくて、峠の湯でお得意様と言われている方々からは、以前から希望されていたのです。

アンケートや何かをとっているわけではないのですが、そのような希望者がいるという認識はどうでしょうか。

経済部長をなさっていた町長です。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 経済部長のときには、正直言ってそのような話は聞いたことはありませんでした。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 答弁では、もし、電気風呂をつくるとしたら、ほかの浴槽から区画されたものが望ましいということなのですが、私の知っているところはそんなに大きな電気風呂ではなくて、コーナーにあるというような形で、大々的な工事ではないのではないかなと。

私は詳しくありませんが、自分ではそのように感じています。

電極を設置する際に配管設置など、改修するに当たっては、費用対効果を含めると難しいとのことなのですが、私は専門家ではありませんけれども、例えば、費用としておおむねどのくらいかかるという予想はつくものでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 基本的な話をさせていただきますと、電気風呂ということがありますので、当然、浴槽内に取付けられ

た電極に体に害のない程度の弱い電圧、低周波の電流を流して、俗に言うびりびりとするような体感をさせると。

これは、大きい設備としてはなかなか難しいのです。逆に危険だと思っています。

ですから、新たな風呂の区画をしなればいけなかったり、当然、電気をそこに引くための露出配管でもいいのですけれども、全部防水仕様でするときには、金額が幾らというのは自分でも試算しなかったのですが、相当高額ということではなくても設備としては大変だと思います。

今回、私が危惧するのは、電気風呂がこの辺で余り設置されていないというのは、管理上、それから入る方に対して気をつける必要があるという危険性も伴うということが多いのですね。

ですから、もともとは大阪とか、京都とかでちょっと人気があったりして、今は家庭用の電気風呂というようなものも出しているところはあるのですけれども、やはり公共施設の中で、公共風呂において、例えば、ペースメーカーをつけている人は駄目だとか、当然、血流がよくなるということですから高血圧の方は入れないとか、ふだんネックレスをつけている方も駄目ですと。

そのような制約がかなり多いこともあって、工事の料金もあるのですけれども、安全管理も含めてなかなか設置が難しいと私は考えております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） ペースメーカーなどを入れている方というのは、私は考えていませんでした。

それこそ隣の電気風呂は小さいけれども、そこに入ったからといって全部びりびり来るわけではなくて、ある一定程度まで近づかなければ来ない。

その電気を感じるというか、誰でもそこに足を入れたらそれだけでびりびり来るか

というとはそうではなく、設置されていて人気の風呂なのです。

結構美幌からも通っている方が多いのです。

それで、最初に言いましたけれど、平成8年に開設されてから25年経過する。

やはり、何か新しいもので魅力化を図るという考えをすれば、役場庁舎を建てるときにも費用対効果という話をしましたけれど、行政に対する費用対効果は1年で考えるのか、2年で考えるのか、10年で考えるのか。

これからも人口減少にある中で、より多くの方々に峠の湯を利用していただくための魅力化を図るということに対しては、もっと商業的にも考えていただきたいなと思いました。

行政がやっているというか、設置したお風呂で、峠の湯と言うのは本当に大きいですし、本当に珍しいのではないかなと思うのです。

やはり、これも町民の満足度とか、それから町外から娯楽のために入りに来るとか、そのような施設として、今後も残していかなければならないのではないかなと思います。

例えば、あと3年しか使わないとか、5年しか使わないということではないと考えているのですけれども、その辺のことを考えていただきたい。

それから、大きな浴槽もありますけれども、小さく区切られている気泡のお風呂もあります。

あの辺が電気風呂にするには1番適当なところではないかなと私は考えていますけれども、もし、町長に何か考え、また、御意見がありましたら伺いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 峠の湯の魅力化という部分でいけば、お風呂のいろいろなパターンをつくって、それで喜んでもらうという考え方もあると思います。

なかなか今、新たな投資をしてまでという話で考えますと、そこまでしなくても魅力化というのはつくれるのではないかなと私は思います。

今も多くの方に入っていて、電気風呂にしたことによって、従来入っている方は、一つのパターンとして入りたいという気持ちはあるのでしょうかけれども、それで1日に何十人も増えるという話ではないと私は思います。

電気屋だというわけではないのですが、いろいろ調べさせてもらいました。

実際に自分が入ったりはしないのですが、なるほどなというのは、入る人で危険を伴う人もいるということ。

先ほど言ったペースメーカーをつけていたり、それから高血圧の方、妊婦や肝臓疾患を持っている方もやめたほうがいいという一つの例示があります。

入ったときにびりびりとくればいいのでしょうかけれども、入り方と体の置き方によって個人差があって、要は人の伝導率の問題なので、そのようなことを考えていろいろな注意書きをする、そこまでして設置する必要性はないのではないかなというのが、正直な気持ちであります。

ですから、入っていただく方に少しでも満足いただく方法としては、別な方法で、また、少しでも多くの方に来ていただく方法というのは、いろいろな形で考えてもいいのではないかなと。

ですから、正直言って電気風呂については、今のところ設置するという考えは持っておりません。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 町長が設置する考えは持っていないということですが、もうちょっと時間をかけて考えて、検討していただいてもいいかなと思います。

また、入ったところも昔と違って少し寂しい雰囲気になっていますが、新たな魅力

化を図ることができるのだとお考えでしたら、そのようなアイデアを出していただいて、人口減少ではありますけれど、入浴客をキープする。

病気をした、亡くなってしまった、福祉風呂もあります。体が弱くなったとかで来られなくなったり、いつも通っている方がずっと通うとは限らないので、その中で魅力を増すようなことを今後考えていただきたいと思います。

ペースメーカーとか、高血圧とか、いろいろそのようなこと等の縛りはありますけれど、一つの魅力化ではないかなと私は思ひまして、今回、提案させていただいたわけです。

次に、ソーラーシステムについて。

これも町長は専門であると思えますけれど、今は発電のためのソーラーパネルが町にたくさんありますが、最初にソーラーパネルを見たときは、それでお湯沸かして家庭で使うというパネルだったような気がします。

そのようなものをつけている方もいらっしゃるのですが、これは報道で目にしたのですが、電気に変えるよりも熱に変えたほうが大変効率がよく、一般家庭ではその熱を利用するのが80%だと考えているということです。

皆、このソーラーパネルで電気に気をとられていますけれども、実は熱をつくったほうが有効だという話なのです。

答弁の中では、屋根に設置する場合は施設の耐久性が懸念されるということですが、峠の湯の屋根にパネルを設置できるのは私も全く思いませんし、峠の湯が今後何年営業できるというのは、もう屋根にかかっているなと認識しているところです。

スペースを確保することを考えて調査研究していきたいということなのですが、どの辺ぐらまで後ろ、横があるのか分かりませんが、屋根を除いたスペースに

ついて、まだ余裕があるとお考えでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ソーラーの中でいけば、今は技術が進んで発電という形であります。

今、議員おっしゃったとおり、熱をそのまま熱として受けるというのがやはり効率が良くて、美幌の農家の方々に、ソーラーの熱変換、要は給湯用のソーラーが非常にはやってというか、すごく普及したと思っています。

それが今、水を循環するというのもあって、なかなか冬期間の管理も大変だと。

それから、それに合わせて昼間に温めたものをそのまま置いておけないため、蓄熱させるということの変換がなかなか難しいということで、このシステムが余り普及しなかったというか。

また、今、注目されているのは、議員がおっしゃったとおり、少しでも熱を取ること。

それは、電気よりもいいのですが、これも実際にはイメージ的に大体100リットルでパネル1枚ぐらいという発想をしていたらと思うのです。

パネルというのは畳1枚ぐらいの大きさです。

例えば、今、1番困っているのは、峠の湯では体を洗ったりしていただくため、約1トンの水に加温しています。

これをボイラーで加温しているわけですから、この熱を何とか外から入れるというのは非常にいいアイデアだと思いますし、私もそれはずっと考えていました。

ただ、実際にパネル1枚で100リットル、1トンは1万リットルなので、単純にこのような比較は駄目ですけどもパネルが100枚要するという話なのです。

この100枚を本当に並べる場所があるのか。

もう少し譲って4分の1にしたとしても

25枚。

ある程度規模的にあって、それを水で、循環させた場合という話なので、これも今度は凍結、劣化とかを考えると、投資効果という部分ではこれも結構安い話ではないのです。

そうなる、なかなか踏み切れないのが現状なのかなと。

太陽光についてのパネルというのは永久的に使えるので、蓄電池とそれに関するものがどうしても水を扱ったり、仮に不凍液を使ったとしても、年数とともに漏れたりとか、そのような部分の管理上の問題があるのでなかなか前へ進まないのかと思っています。

ただ、今回、御提案いただきまして、非常に興味を持っている部分もあるので、何かできればという部分の中では今後研究をしていきたいと、何かいい方法があればということで考えているということでの答弁をさせていただきました。

すみません、間違えました。

先ほど体を洗うために1トンの地下水ではなく、10トン60度に加温しているということで訂正をさせていただきます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 私も素人ですからそんなに詳しくはないのですが、峠の湯のお湯がすごく硫黄を含んだものとか、そのようなものであればそぐわないかなと私は思うのですが、自分たちがあそこの水を使ってみると、そんなに強い温泉ではないと感じていますので、浅はかな考えかもしれませんが、かえってパイプの中を通せるのではないかと。

それで、町長はゼロカーボンとか、峠の湯にチップボイラーを導入したりとか、いろいろ森林、環境に非常に配慮している取組をなさっている、私はチップボイラーだけに頼るとか、これだけとかというより、環境に配慮したものをある程度組み合

わせて使うことが大切ではないかなと思っています。

その中で、やはり太陽光というのは、北海道は特にありますが、太陽の光1時間で全世界の1年分の電気を賄えると言われてはいますが、日本は石油がとれませんし、今のような世界情勢に左右されて、燃料がいつ下がるか分からないという状態になっています。

今後、100%ではないけれどそのようなことに余り左右されない、自分の町でエネルギーをつくることができれば、後世のためにもいいのではないかなと思っています。

お風呂までいかななくてもお湯を大量に使用する施設、例えば、しゃきつの場合三階ですからちょっと高さがありますが、給食センターとか、そのようなところでもお湯を使うということが考えられるのではないかなと感じております。

町長は専門分野でありますので、ぜひ、今後、調査研究を行っていただきたいと感じております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、峠の湯の質問から波及して熱利用という部分、私どもで今後CO₂削減のための取組をしていく中でいけば、美幌の中でエネルギーをどう取る、使っていくかとなると、なかなか風力などほかのものではちょっと難しいかなと。

そのような中でいけば、太陽光を使って熱にするか、電気にするかというのは、峠の湯だけではなくていろいろなところで考える必要があるかなと思っています。

あとは、昔は水をくみ上げてそこから温度を2、3度とって水を戻すのが、パイプで100メートルぐらいのところ安定した温度の循環をして、熱を引っ張るという技術もあります。

そのようないろいろな研究をした中で、あとは、うまく補助があればいいのですけ

れど、なかなか全額を町が持ち出すというのは、それを回収するには非常に難しい部分があって、タイミング的に国はいろいろなエネルギー施策をやるのですが、残念ながらこのような水を温水にするというものとか、太陽光についてはそのような補助制度がないこともあって、いろいろな切り口を何とか考えていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、2点目の交通安全に入っていきます。

信号機の撤去についてです。

まず、信号機の老朽化と災害に強い交通環境の確立のため、令和3年10月に一灯点滅信号機を撤去したとのことなのですが、それに対して、令和2年1月に交通安全推進委員会で、定周期信号機の設置を求めて要望書を提出していたが、結果的に今は求めていない。

警察の理由は、渋滞は慢性的ではないとのことなのですが、この道路をよく使う近隣の方にお聞きしますと、やはり朝夕、7時半から8時半、私たちが通ったときはたまたま8時半を過ぎていたのですが、結構車が多くて、本当にノロノロと集まってくるような状態で、取ったのが本当に正解だったのかなと私は感じています。

朝の通勤で美幌から北見に行く方、北見から来る方とかで、朝と夕の時間は非常にそこが渋滞するというお話でした。

美幌町の道路で、警察が言うような慢性的に渋滞する道路はどこにあるのかなと思っただけですが、自衛隊のほうへ上がっていく道路、あの辺が朝夕、渋滞するのかなと思っています。

北見に行くために豊岡線を通るというのは、減ってはいないですね。

増加傾向にある中で、この状況のほうは安全だというのは、余り信じられないのですが、警察も含めて取ったほうが安全

だという検証はされたのかどうかということをお聞きしたいのです。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） 警察での検証はされたのかということですが、この決定をする際に、北海道警察本部と北見方面本部とも相談して決定されたということでしたので、何かしらの検証はされているかと思えます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） ぜひ、朝夕の検証をしていただきたいなと思えます。

このままが本当に安全なのだと自信を持っておっしゃるのには、それに従うほかないのかもしれませんが、安全だと余り思えませんし、あれを取ることが災害に強い交通環境だと私は余り思えません。

例えば、大きな事故が起きないうちに、ぜひ、警察に検証していただくということをお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の一灯点滅信号機を取り外すに当たっては、検証は十分にさせていただいていると思っています。

実際に現場も見させていただいて、私もかな

りお話をしました。

今の一時停止という看板と一灯点滅、要はこちらが赤になって、黄色になった場合には、警察としては、動作は基本的に同じという考え方なのです。

ですから、信号機が古くなってきて老朽化、それから災害に強いというのは、電柱を立てて点滅させることについては、電柱等が倒れたり、停電になって使えなくなるということを考えると。

警察で検証した結果、一時停止の標識と点灯式は動作としては同じで、最終的な判断は公安委員会が客観的に決めることなので、それで決めたということなのです。

それはそれで私は理解をしたのですが、できれば普通の信号機をつけてほしいというお話をさせていただきました。

T字型においてはそのようなものをつけるという例が余りなくて、災害の対応を考えた場合にはそのような信号ではなく、一時停止とかそのような標識に変えているということで、それは理解してほしいということでありました。

これ以上申出をしたとしても、町が設置して寄附をとという話も非公式にさせてもらったり、財政的に大変、維持管理という話もあったので、あくまでもそうはならないということで、交通のことを考えたときには、T字においては今のやり方が公安委員会としてはベストということなので、答弁書に書いたとおり、あそこに定周期信号機の設置というのは求めないということの判断をさせていただいたところであります。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 北見方面から来る大型の車両にとってはいいと思えます。

ただ、大正橋から行ってみどりの村のほうへ曲がっていくときが大変だというお話も聞きました。

令和3年10月ですか、もうちょっと様子を見るというか、交通事故が起きないこ

とを願うよりほかないと思います。

次に、踏切の雑草について、お尋ねいたします。

私もあそこを結構通るのですけれど、これは割と毎年、本当に枯れるまで見通しが悪くて、普通乗用車に乗っていると、ぐっと前に出ないと本当に見渡せない状態なのです。

それも分かってはいたのですけれども、今年もだな、余りうるさく言うのも嫌だしなと思っていました。

たまたま、あそこをよく通る方に「あそこを放っておくのか」と怒られたのです。

答弁にありますように、皆様の視点でこそ気づくこともあり、報告いただいた場合はJRに連絡するということなのですが、このようなことではいけないと思うのです。

例えば、JRがすごい大きな赤字を抱えていることは分かるのですけれども、連絡をくれてからするというのではなくて、雑草ですから年に2回ぐらい刈れば、あのような背丈には絶対ならないと思うのです。

だから、定期的に2回、6月と8月がいいのか、それは分かりませんが、定期的に刈ることをお願いするという考えはないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） こちらからお願いするというよりも、やはりJRがきちんとやるべきことだと私は思っているのです。

列車運行で非常に赤字だというのは分かるのですけれど、安全対策ということを考えてときに、もうそれ以前の問題なのかということで、今回、担当からも言わせていただきましたし、私も旭川の支店長をよく知っているのです、何をやっているのですかという話をさせていただきました。

こちらから年2回草を刈るというよりも、JR北海道としてきちんとすべきことだと思います。

言われればすぐ言いますけれども、こち

らから2回草を刈ってくださいと言ってもいいのですけれど、町道とかそのような管理において許されない話だと私は思っているのです、そのような感覚からJRは何をやっているのだという思いのほうが強いです。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） だから、6月と8月、7月と9月がいいのかそれは分かりませんが、あの背丈の草を見ればいつ刈ったらいいか分かると思うのですけれど、それを毎年毎年言うのではなくて、それを定期的に刈ってくださいと強く言うよりほかないのではないかと考えています。何月と何月に刈ってくださいと。

それか、美幌に何か所も踏切があるわけではないので、刈ってくれないのだったら、町民のために町で刈ってもらったらいのではないかと私は考えたりもします。

町長、これは論外ですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） やはり私は、安全管理上、JRがやるべきことをやる、しっかりやってほしいという思いが強いです。

ですから、今回も担当からも、私からも言っていますし、それがやられないということであれば、それはもうそれなりの立場としてきちんと言い続けるしかないのかなと私は思っています。

今後については、また同じことを岡本議員なり、また、町民の方に指摘されないように、しっかりとJR北海道に申入れをしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これで、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 4 時 6 分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員